

技術革新のための機械に抑制し、(2)二重投資を防止するために投資の輪番制を実施した。

第三期 一九六〇年代

自由化政策の時期であって、(1)貿易と資本を自由化し、(2)企業に競争力強化を促した。この時期の特徴は、省内にナショナリスト派と国際派の対立する意見が現れたということであり、前者の意見は特定産業振興法に結ばれたが、これは結局、廃案となつた。

第四期 一九七〇年代

環境問題、資源問題、大幅な貿易黒字問題が発生して、從来の産業育成中心の政策が転換を迫られた時期である。

(5) 独占禁止政策

戦前わが国には、独占禁止・競争促進政策はほとんど存在しなかつた。戦前・戦中においては、財閥とよばれる特殊な形態のコンツェルンが成立・発展し、政治経済のなかで支配的な力をふるつてゐたのであり、むしろ独占を促進する政策が進められた(前田)。戦後、「過度経済力集中排除法」によって財閥は解体され、「私的独占禁止法」(昭和二十二年)によつて独占禁止政策の実行が規制者としての国家の機能に加えられたのである。

独占禁止政策の展開過程は、これを四つの時期にわけて考えることができる。

第一期 一九四五—一九四八年

独占禁止徹底化政策の時期であつて、過度経済力集中排除法と私的独占禁止法とが制定された。後者は、アメリカの反トラスト法の

内容を踏襲し徹底したものである。

第二期 一九四八—一九五三年

緩和政策のとられた時期である。独占禁止法の改正が、一九四九年と一九五三年の二度にわたつて行われ、その結果、(1)「不当な事業能力の較差の排除」の条項が削除された。このことは市場構造基準からの撤退を意味している。(2)企業結合の制限が大幅に緩和された。(3)不況カルテル、合理化カルテルという二つの形態のカルテルが合法的に認められた。

第三期 一九五三—一九七五年

競争制限政策の時期であつて、独占禁止法の「適用除外」法令もとづいてカルテルが承認された。注意すべきは、この時期は、通商産業政策の第二期の誘導政策に対応していることである。六〇年代に入ると、大型合併(八幡・富士の合併)の条件付承認へと進むのである。

第四期 一九七五年—

この時期は、反転して独占禁止政策の強化政策がとられている時代である。この線に沿つて、独占禁止法の改正案が作成されたが、修正されて議会を通過した。

(6) 独占禁止政策と通商産業政策との葛藤

一九七四年九月に公正取引委員会が発表した「独占禁止法改正試案の骨子」は、企業分割・原価公表・価格の現状回復命令・課徴金・会社の株式保有制限・金融機関の株式保有制限・刑事罰・不公正な取引方法・既往の違反行為に対する排除措置の九つの領域にわ

たるものであつた。その中で注目すべきは、企業分割という市場構造基準の強化を示していることである。これについては、直ちに通産省から反論が出され、それぞれの基準があいまいであり、公正取引委員会の裁量権が過大であることが指摘された。元来、通産省の考え方は、「計画的市場経済」という方式であり、政府の介入によつて産業構造の改善をはかるとするものである。したがつて、通産省にとっては、独禁法は種々の経済政策のワン・オブ・ゼムであり、他の金融・財政政策あるいは労働政策などと十分整合的でなければならぬのである。これに対して、公正取引委員会は、独禁法の番人として、市場経済の原理を主張しているのであり、需要と供給の関係によつて妥当な価格が決まり、それを通じて資金・労働力・原材料などの資源の最適分配が行われるという自由経済の基本原則の遂行を強調しているのである。

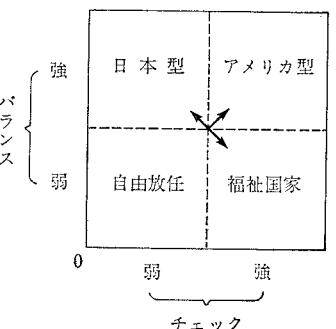
通産省の種々の誘導・育成政策によつて、企業はもはや他力を必要とせず自力による競争力を身につけるようになつたので、一九七〇年代に入つてから、市場構造基準に照らして産業をチェック・アンド・バランスさせることができたのである。したがつて、政府と企業との間の親密なパートナーシップという日本の経営の特徴の一つは過渡的な性格のものであつて(もちろん、今後政府の保護育成政策が皆無になるというのではないが)、独占禁止政策が正常に機能しはじめるのはこれからのことであると考えられる。

六 政府の役割と自由

ケインズが「自由放任の終焉」を宣言したのは、一九二六年である。

通産省の種々の誘導・育成政策によつて、企業はもはや他力を必要とせず自力による競争力を身につけるようになつたので、一九七〇年代に入つてから、市場構造基準に照らして産業をチェック・アンド・バランスさせることができたのである。したがつて、政府と企業との間の親密なパートナーシップという日本の経営の特徴の一つは過渡的な性格のものであつて(もちろん、今後政府の保護育成政策が皆無になるというのではないが)、独占禁止政策が正常に機能しはじめるのはこれからのことであると考えられる。

図2 政府の企業に対するチェック機能とバランス機能による分類



ければならない。また、選択の幅が存在していても、それは「依存効果」によらない、人間として価値のある選択（ガルブレイス）でなければならず、その方向に沿って国は消費者保護に関する法を立案しなければならないのである。

ここでは、経済的自由の二番目の内容に限って考察しよう。政府の企業に対する関係を、チェック機能とバランス機能とに分けて考えると、図2で示されるように、自由放任の状態では、政府のチェック機能もバランス機能もともに弱い。その状態を脱して、福祉国家の方向へ進むと、租税などによる政府のチェック機能が強化される。日本の場合は、政府と企業との間にパートナーシップが保たれているということがあるから、政府のチェック機能よりもバランス機能の方が強く働いているといえるのである。

図2の横のチェック機能は政府と企業との離反関係を示し、縦の

バランス機能の具体的意味について

- 答 (1) 政府の最適規模は、行政サービスに対する需要の大きさによって決まるものと考えられるが、民主主義社会では、政府の規模は過大となりやすい傾向があり、特に短期的立場から、赤字財政の濫用に落ち入りやすい。
- (2) ご指摘のなかでは、ガルブレイスの考え方が参考になると思う。わが国における政府の企業に対する関係は、一口でいえば誘導政策であって、保護政策ではない。
- (3) フライの著書の『公共選択』および『組織の現代理論』の章は非常に参考になるが、特に組織の理論は、ブキャナン・リタロックの著書においても同様に問題の提起にとどまつており、これから開拓されるべき分野である。
- (4) 報告者はこの場合、フィードバック機構をともなっているという意味で使用している。
- (5) この点については、本文で補足説明しておいた。

なお、当日報告会場でご質問下さった方に深謝いたします。

バランス機能は協調関係を示すものといってよい。競争の面で、アメリカ型は自由放任の状態ではない。アメリカで反トラスト政策が開始されたのは、一八九〇年のシャーマン法以来であり、独占行為に対しは厳しいチェックが行われてきている。競争ではなく競争政策が、企業の支配力を制限するチェック・アンド・バランスの機能を果たしているのである（エドワーズ）。一方、福祉国家における政府の民間企業の利潤に対するチェック機能は強く、このことが企業の競争力に影響を与えていることは否定できないであろう。ただし、福祉国家が企業に対する規制を強化するのみならず所有者として君臨するようになれば、政府と企業との関係は協調関係というよりも密着関係となつて、この平面図とは違った次元で説明されなければならないであろう。

参考文献は省略する。

コメント（近畿大学 桜井等至）

- (1) 現代の政府は巨大な問題を扱うには小さすぎるし、小さな問題を扱うには大きすぎる（D・ベル）という意見について。
 (2) わが国の政府の役割を考える場合には、先進資本主義のモデルよりも、ドイツ歴史学派、マルクス主義者（国家独立資本主義論）、ガルブレイス、イーストンなどの考え方の方がよく当てはまるのではないか。
 (3) B・S・フライの「新しい経済学」における主張について。
 (4) 表題のシステムという用語の意味について。
 (5) 図2の政府と企業との関係図における「チェック機能」と「バラ

ゴミ処理の経済政策——その展望——

郡 篤 孝

(同志社大学)

一はじめに

——「第三の公害」としてのゴミ——

経済の生産・消費活動とともに生じるいわゆる「ゴミ」は、ほんらい廃棄処分（焼却または投棄・埋め立て）されるものであり、再資源化可能なものの（資源ゴミ）を除いてほとんど市場で取り引きされるものではない。この意味においてゴミは経済の生産・消費活動にともなう社会的費用として認識された。しかしながら、現実においては市場での交換を中心とする狭義の「経済システム」に対する社会的費用は、ゴミの「処理システム（主として廃棄システムとして、部分的には再生・再利用システムとして）」にともなう費用として把握されてきた。つまり、ゴミの処理費用は「経済（市場）システム」の外部費用であり、この外部費用は「処理システム」の外部費用とともに、市場を分析対象とする従来の経済学では十分な分析が行われてきたとはいがたい。

ところで、近年の全国規模での公害・環境問題および石油ショック以降の省資源・省エネルギー問題への関心の高まりを背景として、直接的には昭和四十六年九月東京において端を開いた「ゴミ戦争」を契機として、またゴミ処理原価の高騰が地方自治体の財政状態を

が国のゴミ処理政策を評価してみると、戦後における経済発展なし経済成長にともなってゴミ問題の本質の変遷を見ることができる。いわゆる「汚物掃除法」（明治三十三年制定）や「清掃法」（昭和二十九年制定）のもとで公共的関与によって規制されるべき対象としての廃棄物は、主として屎尿であった。ここでは、公衆衛生上の観点からもっぱら住民の福祉（健康・衛生）の維持・改善が求められ、公共的なゴミ処理がなされてきた。

しかしながら、日本経済の高度成長とともに、化学肥料の急速な普及により、肥料としての屎尿の農村での処理が結局最終処分段階（自然還元）で陥落^{ホタルク}となつた。また一方では、製造業を中心とした企業の生産活動から生じる産業廃棄物や所得の上昇にともなう家計の消費活動から発生するゴミが増大するとともに質的にも多様化した。

このような事態に対応するために、これらの処理を対象として「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（昭和四十五年制定）が制定された。この法律によれば、産業廃棄物に関しては汚染者負担の原則により排出者たる企業の責務により適正に処理されることが、一般廃棄物については必需的基礎的行政サービスとして地方自治体の責務により適正に処理されることが明文化されている。ここにおいては、産業廃棄物および一般廃棄物から生じる環境の悪化を防止するためアメニティ（便利さ・快適さ・美観等）の維持・改善や安全といった観点から環境改善（環境保全・公害防止）が求められているといえよう。このゴミ問題は環境問題という側面をもつてゐる。

ゴミの量的な増大、質的な多様化を背景として、環境問題として

圧迫するといった「財政危機」の一要因にあげられ、さらには「福祉見直し」の事態のなかで、産業廃棄物とともに家計からのゴミ（一般廃棄物）を含めた固形廃棄物の処理問題への取り組みの必要性が次第に呼ばれるようになった。とはいっても、深刻な大気汚染、騒音公害、水質汚濁などの問題への取り組みと比べるとその取り組みは未だに不十分である。この意味で固形廃棄物問題は、「第三の公害」といわれる。

本稿は、この固形廃棄物問題のうち、家計の一般廃棄物、すなわちゴミの処理問題に限定して考察をすすめていくことにしたい。

二ゴミ処理の政策基準とその成果

通常、ゴミを適正に処理する政策基準として、(1)生活の質——住民の福祉（健康・衛生とアメニティ・安全）の維持改善および環境の改善——、(2)ゴミ処理従事者の福祉（労務災害の防止、労働環境・労働条件）の維持改善、(3)ゴミの効率的処理費用の公正な負担、(4)省資源・省エネルギー（リサイクルによる再利用・再生等）の推進などがあげられる。これらの基準はそれぞれゴミ問題のいろいろな局面のうち環境問題、清掃行政問題および資源問題に対応していると考えることができよう。つまり、これらの基準にしたがって我

のゴミ処理は、究極的にはゴミ処理に必要な資源の投入の増大と処理費用の増大を必要とする。ゴミ処理システムは、一般的には、収集・運搬プロセス、中間処理（安全化・無害化、固定化・安定化、および減容化のための焼却、破碎および化学的中和処理等）プロセス、そして最終処分（埋め立て、海洋投棄）プロセスよりなる。このシステムを運用していく費用がゴミ処理費用であるが、ゴミ処理費用はゴミのもつ特性（公共財としてのゴミ）により、その費用は地理的・空間的に偏在して外部化が容易である。収集されたゴミから発生する悪臭や不快感、収集・運搬プロセスで収集車から生じる排気ガスや騒音・振動、とくにゴミ焼却施設周辺や最終処分地周辺での交通問題（交通混雑や交通事故）の多発、またさらに中間処理、最終処分プロセスにおける焼却炉から発生する煙害、埋め立て地に廃棄されたゴミ（とくに生ゴミ）から発生する害虫による被害等がゴミ処理にともなう金銭的・非金銭的外部費用として考えられ、これら費用が一部の利害関係者に転嫁される。また、ゴミ処理事業は一部事務組合による共同処理方式によって広域行政を展開することができる。この方式は規模の経済を一方においてもたらすと同時に、いま一方において外部費用を利害関係者の一部に転嫁することを容易にする。

自分たちの消費活動の結果として排出したゴミの処理にともなう費用であれば甘受したとしても、それがまったく見ず知らずの人びとの排出したゴミの処理にともなう外部費用であれば我慢できないということは大いにありえる。東京都の「ゴミ戦争」に限らず焼却施設や埋め立て地等の迷惑施設に対する住民の反対運動はこれを

物語っている。

ゴミ戦争の教訓として地域処理原則が確立されたが、これは外部

費用の偏在を小さくし、さらには外部費用をゴミ処理費用に内部化し、これらの費用を公正に負担することを求めるものであった。こ

のゴミ処理にともなう費用負担をより合理的かつ公用が地方自治体の財政の一般財源から支払われているために、その後の低成長による税収の伸び悩みということもあり、「地方財政の危機」の一因として次第に財政を圧迫し、「福祉見なおし」の一環として問題とされるようになつた。

このような意味において、今日のゴミ問題とは、より効率的にゴミ処理を行うこととゴミ処理にともなう費用負担をより合理的かつ公正に行うことにあるといえよう。ここでいう効率的なゴミ処理とは、一部で論じられている直営方式から民間委託ないし民間方式への切り替え、あるいは有料化だけを意味するものではない。いわゆるゴミ処理システム全体を通して、さらには経済システムと処理システムを含めた全体を通しての効率的な処理なし費用の低廉化である。したがって、ゴミ処理に従事する現場の労働者を不安定な臨時雇用で雇い、労働に値する労働条件や労働環境を維持せずに、労務災害が頻発したり、福祉厚生費をミニマム化することによって費用を低廉化することは認められない。また、ゴミ処理費用の公正な負担についても必ずしも金銭的な負担を意味するものではなく、非金錢的な負担、たとえばゴミ処理作業の一部、つまり分別作業、集団回収等に排出者としての家計が協力することによって費用の軽減をはかることも分担の公正といった観点から含まれるものと考える

ことにする。

三 今日のゴミ問題

ゴミ処理費用の増大を背景にして効率的なゴミ処理方法をもとめると、今日のゴミ問題は、石油ショック以降の「使い捨て」文化への反省としての資源問題、さらには最終処分地の確保難といった清掃行政問題とも絡みあって、ゴミの量そのものを少なくすることに解決の糸口を見いだそうとしている。いわゆるゴミの減量化である。

ゴミの減量化は三つの方向で考えることができる。ひとつは、公共サービスとしてのゴミ処理の民間委託ないし民間化（私的部門の公的利用）ないし有料化である。公共財の私的供給と呼ぶこともできる。これはもともと公共部門の非効率性（×非効率等）を私的部門を活用することにより市場の効率性、価格付けによって減量化、効率化をはかるという方式である。いまひとつは、コミュニティレベルでゴミ処理をコントロールしようというものであり、これはコミュニティコントロールによるゴミ処理なしし公共財の社会的供給（経済と政治の混合領域）と呼ぶことができる。つまりコミュニティにおいて、ゴミが排出するのはノーマルであるという発想から、単に自分の周囲からゴミがなくなること（ゴミの分離・隔離）を目指すではなく、コミュニティ段階で排出されたゴミの社会化・匿名化をこの段階で内部化し住民参加および協力によって分別・集団回収することにより減量化をはかるのがこの方式の特徴である。いわゆる「コミュニティ」社会の形成である。この方式には、公共部

ムからリサイクルシステム——リサイクル社会の形成——による処理が考えられるようになつてきたといえよう。

参考文献

- [1] 田中勝監修『廃棄物の資源化と減量化作戦』環境公害新聞社、昭和五十五年。
- [2] 丸尾直美・熊谷彰矩編『質の経済学』同文館、昭和五十五年。
- [3] 丸尾直美・熊谷彰矩編『都市とゴミ・廃棄物』中央法規出版、昭和五十四年。
- [4] 日本経済新聞社編『コミュニティー再資源化に挑む地域社会』日本経済新聞社、昭和五十四年。
- [5] 厚生省『廃棄物の有効利用に関する調査報告書』昭和五十三年。
- [6] 五井一雄・丸尾直美・熊谷彰矩編『福祉・環境の経済学』千曲房、昭和五十二年。
- [7] 寄本勝美『ゴミ戦争—地方自治の苦悩と実験』日本経済新聞社、昭和四十九年。

（付記）

本報告に対しても貴重なコメントをいただきました討論者の丸尾直美先生（中央大学）、座長の加藤寛先生（慶應大学）ならびに川野辯裕先生（東海大学）に感謝いたします。

ゴミ処理サービスの供給形態として、(1)私的財化、(2)社会財化、おもに、(3)公共財化が考えられ、その供給システムとしての処理システムとして、(1)廃棄システムと、(2)リサイクルシステムを考えることができる。したがって、今日のゴミ問題の解決方法として、ゴミ処理サービスは、(1)公共財から私的財化（公共財の私的供給）ないし、(2)公共財から社会財化（コミュニティコントロールによる供給——コミュニティ社会の形成——）がはかられていると考えることができる。また、ゴミの処理システムとしては、従来の廃棄システ

港湾政策の主体と論理

論理

北見俊郎

〔青山学院大学〕

課題の分析に際しては、次のような前提的条件があるということを、先ずおことわりしておかなければならぬ。

一つには、港湾經濟・社會にかかる社会科学的な研究は嚴密な意味からすると日が浅く、したがつて歴史・理論・政策といった体系の各面での蓄積がうすく、また方法論の面からも港の研究がどのような學的形成をみるのかということは今後に残されている。そのため、二つにはこの小説の課題を「港湾政策の主体と論理」としたが、果して「港湾政策」といえるものがあつたのか、ということが問題になる。換言すれば、港が社会科学の視界でとらえられるようになったのは、わが國の場合、少なくとも昭和三十年代においてであり、いわゆる「經濟成長期」において港湾機能が國民經濟や地域開発・都市問題と重要なかかわり合いがあることが認識されてからであると思われる。また、一般的に港の研究といえば多くは土木工學の視角によるものであり、あるいは人文地理學等においてとりあげられてきた程度であった。したがつて、社会科学的な視角にもとづく理論形成も未熟であり、いわば「理論と政策」が未分離の状態にあると考えられる(1)。

的側面からも國家にとって欠くことのできない機能であり、中央集権的な「タテワリ」多元的な行政を中心とするべきである。

たしかに、原料・製品市場の多くを海外に依存する國民經濟は、經濟の自然的条件をもととする素朴な理由づけだけでも港湾機能が欠かせないものであることを認識させるに充分なものを持つてゐる。しかも國土面積に対する海岸線の比率の大きさ、資源がないといふ經濟の自然的条件は「資本」の合理性とむすびついて工業港を「どこ」とする臨海工業生産力を如何なく發揮せしめた。この工業港機能と臨海工業による高度の生産性は國民經濟における支配的な生産力ともなり經濟政策のもつとも大きな課題となつてゐる。

次にこうした工業港機能と工業化が「地域開発」上の柱ともなり、地域經濟と港湾機能の関係が國民經濟の立場からも重要視されるにいたつた。さらに公害問題・都市問題等の發生は地域を主体とする港湾機能の方を問うとともに、都市機能と港湾機能、市民生活、環境問題と港の関係を新しい課題としつつある。

一方、流通過程の合理化上、港は流通拠点と目され、生産過程とむすびついて國民經濟の再生産過程における重要な機能をうけもつが、海外依存度の高いわが國經濟にとって港湾機能は經濟の好不況を問わずきわめて重要である(2)。

三 港湾政策の史的事情と性格

第一節において述べたように「港湾政策」といえるだけの概念や体系がどの程度成立するかという前提条件があるので、とりあえずここでは幕末開港以来のきわめて大ざっぱな港にかかる「対策」

一 はじめに（問題意識）

課題の分析に際しては、次のような前提的条件があるということを、先ずおことわりしておかなければならぬ。

一方、幕末開港以来のわが國の港は、長年にわたり政治的・軍事的性格をも有しており、經濟的・社會的な機能が強く認識されたのも前記のように近年においてであつた。したがつて港湾問題への対応策は、その都度の行政的「対策」に依存する度合が強く、「政策」としてのあるまとまりをもつたものが「經濟成長期」以降においても果してありえたかどうか、ということが問題になる。こうした前提的な諸問題をかかえながら、「港湾政策の主体と論理」をさぐり出そうとすることはきわめて困難であり、かつどこまで客観的な表現が可能なのか疑問であるが一つの試論としてとりあげてみたい(3)。

二 国民經濟における港湾機能

周知のように、わが國經濟の海外依存度はきわめて高い。港のもつターミナル機能の重要性を、従来（わが國は島国であり、國土面積が小さく、人口が多く、しかも資源をもたない）という經濟の自然的条件等から説明されていた。しかし港の經濟学的認識は、そうした素材的認識を背景しながらも資本が利潤率の増大を目指すところに生産過程と流通過程を外國市場に結合せしめる貿易の必然性があり、港湾機能の役割や課題が生ずるものとする。こうした經濟の社会的条件からする港湾機能の重要性は明治以降、政治的・軍事

事情をみてみることにする。

幕末開港は横浜に代表的な例を見出しうるよう、港の機能や役割は經濟的・社會的性質を重視するよりも政治的・軍事的なものが強かつた。明治初年、横浜港等の外国人技師による港の調査・計画後、明治十一年には大久保利通による「全國統治と東北列港の鎮圧慰撫の政治的配慮」のため宮城県の野添港の築港計画をたてる他、福井県の坂井港計画ももたらされたが(4)、本格的な近代港湾の造成は明治二十二年の横浜港はじめられ、その後主要港に及ぶ。明治以降の大規模な港湾造成の背景には、日清・日露の戰役をはさんだ外國貿易（後進的農・水產物輸出と先進的工業生産物の輸入）があり、とくに第一次世界大戦後においては体系的な港湾施設が一應成立したと考えられる。

こうした港の物理的な造成とともに、港湾整備の制度的な側面も考えられ、明治三十九年には内務大臣の監督下に諮問機関としての「港湾調査会」が発足し、明治四十年には國家にとって重要な港の格付けと施策の方針が決定される。当時はいわばわが國資本主義の確立期であり、「富國強兵」「殖産興業」の国是のもとに港が位置づけられ、とりわけ、大正期から第二次世界大戦に至る過程では、國力ならびに軍事力の増大、したがつて工業港の形成と臨海工業地帯の發展といった諸条件が港の機能や規模の増大につらつた。

そのような状況に対しても大きな役割を果たしたのは國による港湾行政力であつて、それも法制化の面からすると、河川法・鉄道国有法（明治三十九年）、運河法・航空法（大正二年）、道路法（大正八年）が各々成立し、それなりにあるまとまりをもつた行政体系ができてき

たのに対して、港湾行政の基盤となるべき法制度化は見られず、その都度の「通牒」に依存してきたという特徴をもつてゐる。したがつて港湾機能の利用者から「行政の一元化」が叫ばれ、大正二年の第三十回帝国議会において「港湾政務統一に関する建議」がなされたが成立せず、その後昭和十八年に至る三十年間に七回にわたつて同様な建議がされても大蔵・通信・農林等の各省の反対で不成立に終つてゐる⁽⁵⁾。

第二次世界大戦後、占領軍はわが国の港の民主化をはかるためにアメリカにおけるポート・オーリティ（port authority）方式の導入を試み、「港湾法」（昭和二十五年）の成立をみたが、必ずしも本質的成果をみたとはいえない面があるといつてよい。一方「港湾運送業法」（昭和二十六年）、経済成長期には「港湾労働法」（昭和四十年）等の成立をみると、とくに経済成長期においては港湾機能の効率化をはじめ港湾整備計画（第一次）の発足等をはじめ、港湾労働・港湾管理運営・港湾運送業等の各方面にわたり、きわめて活発な対策が相次いでうたられるにいたつた。経済発展に伴う公害問題・都市問題・環境破壊の問題等の発生に對してそれなりの対応策がとられ、またオイル・ショック以降においては積極的な港湾規模の拡大や工業港の造成に伴う地域開発よりも都市機能と港湾機能の整合性、市民生活との関連性、臨海部再開発等の諸問題がとりあげられつつある。

以上はきわめて大概的な港湾対策の主なもの流れを示すものであるが、こうした諸対策の性格はきわめて伝統的な港の概念——「港湾は国家の營造物である」という「公物思想」にうらづけられ、

さらに右記の港の体制は元来港をきわめて地域的特色を有するものであり、歴史における港町のようく地域住民によって支えられるものであつた。経済成長期におけるさまざまな「港湾問題」の発生は、一面では港を単なる物的機能から、右記のような社会的構成体として地域や都市の枠組みの中でとらえることによつて、全体としての主体を確立させることを目覚めさせた。このことは昭和二十五年の「港湾法」成立の時に、すでに「港の主人公は地域住民」であるとの理念が背景にありながらも、欧米における港湾經營が官僚政治や政党からの独立、独立採算制、地域住民を主体とする内容には大きな距離をもつたままで現在に至つてゐる⁽⁶⁾。これはとりもなおさず都市の主体と密接つながりをもつとされたながらも「近代的市民社会」の未成熟をものめたるものであつた。

中央集権的機構にもとづく港の管理・運営や諸対策については前節に述べたが、そうした一連の明治以降の港湾対策は多元的、「タテワリ」行政を機軸にしていたので、いわば社会的構成体としての港の立場からの主体性や、港全体の体系的な「政策」を不用としてきた。したがつて港を物的条件の施設としてとらえ、港湾機能を利か用する側からの「合理化」対策が先行しがちであり、その対策がかつての「富國強兵策」に、そして経済成長期のG.N.P.に大きな貢献をなすとともに、港そのものの全体的な「近代化」や地域住民・都市経済への貢献を軽視する結果ともなつた。これにはそれなりの理由があつてのことであり、重ねていえば、わが国における「近代市民社会」の未熟さや、民間諸力の弱さ、市民意識の低さがあげられるが、一つには理念の上でも港にかかる「公共性」の概念が歐米

したがつて明治以降の港にかかる「タテワリ」行政に依存し、とくに国民経済の再生産過程における港湾機能の役割に諸対策の焦点がある。なかんずく、重化学工業の生産・流通の両過程の「合理化」の一環に港が位置づけられてきた性格が強い⁽⁷⁾。

四 港湾政策の主体と論理

前節で述べたことは明治以降の港にかかる國の諸対策の主な点をきわめて概略的にふれたにすぎない。それらをあえて諸対策としたのは、港が國の營造物であり、したがつて經濟的・社會的・主体をもちうる要因は形成されにくかつた。このことはすでに述べた歐米のポート・オーリティ方式による「港湾經營」とは性格を異なる「タテワリ」、多元的な行政による「管理・運営」に依存してきた（港湾法による地方自治体の港湾管理者の設立後といえどもこの点は未だ本質的に問題が残される）。港湾行政が明治以来國家活動の命をうけて、かつての富國強兵策、現代の國益や國際競争に対応するという全体的な価値体系の中に港を位置づけて、その役割を遂行させてきたところに港湾対策の意義があつたし、それによつて港湾機能は戦前・戦後を問はず資本主義の發展にきわめて大きな業績を示してきたと思われる。

しかしながら、すでに港は「國の營造物」とするには理念の上で現実の經濟・社會的な情勢の中でも、いくつものそぐわぬ断層を見出している。まず港は単に「營造物」という物的機能ではなく、その機能を果たすための人間的諸要因、組織・制度の社會諸要因といふ体制的な条件が物的要因をして稼動せしめるものである⁽⁸⁾。

にべりべて前近代的なものを秘めている。

「近代化」理念が「身分より契約へ」、「權力より經濟へ」という言葉で集約されるものであるならば⁽⁹⁾、今後における港のあり方は、上述に述べたように地域住民・都市を主体とする港全体の体制的な「近代化」を主眼とし、また社會的構成体としての港に適合する体系的な「政策」であることがのぞましい。またそうすることによって港湾政策が経済政策の個別政策として位置づけられるであろうし、理論の上でも政策の面でも港湾機能を國民經濟・社會の中に正しく位置づけられるものであるとともに、地域・都市・住民との機能的整合性を得ることとなるであろう。

(1) 抽著『港湾総論』（成山堂、一九七二年）第七部の各章参照。

(2) 拙稿「戦後三十年の港湾政策」（『日本經濟政策学会年報』一九七一年）においても同様な問題意識が含められる。

(3) 詳細については拙著『港湾総論』（前出）、『港湾論』（海文堂、一九六八年）、『都市と港』（同文館、一九七六年）等の参考をのぞむ。

(4) 九谷武明著『日本港湾史論序説』（時潮社、一九七二年）参照。

(5) 寺谷武明著『日本港湾修業史』（一九五一年）参照。

(6) 運輸省港湾局編『日本港湾修業史』（一九五一年）参照。

(7) 抽著『港湾社会』（成山堂、一九七五年）参照。

(8) A. H. J. Bowen, C. A. Dove, E. S. Tooth, *Port Operation and Administration* (1960) 参照。

(9) 詳細については拙著『港湾総論』（前出）第三章の参考をのぞむ。

瀬戸陶磁器産業の地位と特質

柿野欽吾

（名古屋学院大学）

一序

わが国の地場産業は高度成長後半期以降、労働力不足・国内需要の不振などの国内的要因に発展途上国への追上げ・円高という国際的因素が加わりこれまでにない苦しい事態に直面している。本稿では、わが国地場産業の一典型として愛知県瀬戸市に立地する陶磁器産業を対象に、その地位、歴史と特質および最近の動向について考察することにしたい。

二 瀬戸地域と陶磁器産業

一般に地場産業は当該地域における経済的比重が高く、その動向が地域経済に及ぼす影響ははかり知れないものがあるといわれている。瀬戸地域においても、たとえば従業者数では三〇・五パーセントを占めるなど陶磁器・同関連製造業の経済的比重は高い。しかも、これ以外に、陶磁器を取り扱う産地卸売業や陶磁器焼成用の燃料販売業、棚包装材を供給する木製品・紙製品製造業など直接・間接に陶磁器製造業と関連する諸産業が存在し、これらを考慮すると、瀬戸地域における広義の陶磁器産業の地位はきわめて大きいといわざるをえない。

なお、製造業における付加価値率（付加価値額÷出荷額）を計算してみると、主原料である陶土を地元から供給しうる陶磁器・同関連製造業のそれは五七・八パーセントと原材料を他地域に依存するそれ以外の製造業の四三・七パーセントに比してかなり高い。また、陶磁器産業は往年に比べて機械化が進行しているとはいえ、他の製造業に比較すれば、まだまだ労働集約的であることから、その雇用吸収力は大きいといわなければならない。

つまり、現在の瀬戸市にとって陶磁器産業は主要産業であり、同じ生産・出荷規模でも他産業に比較して地域に対する経済的寄与率ははるかに大きいことができる。

三 瀬戸陶磁器産業の歴史と特質

瀬戸地域は、わが國のなかでも陶磁器産地としての歴史がとりわけ古く、多様な技術的蓄積があること（伝統性）をまず指摘しなければならない。すなわち、瀬戸地域ではすでに平安時代には瓷器が生産されており、その後、鎌倉時代には加藤四郎左衛門景正による陶器生産の開始、江戸時代には加藤民吉による磁器生産の導入など中国や有田産地から技術移入がおこなわれたという。さらに、明治維新以降になると、鋳込技術・石炭窯・動力ロクロの導入などに

第1表 近年のわが国陶磁器産業における瀬戸の地位変化

	昭和53年の瀬戸地域の出荷額		昭和42—53年における出荷額の伸び率(倍)		瀬戸の国内出荷に占めるシェア(%)	
	実数(百万円)	構成比(%)	全 国	瀬 戸	昭和42年	昭和53年
和 飲 食 器	5,886	11.5	4.01	2.81	8.0	5.3
洋 飲 食 器	8,921	17.5	3.47	1.99	18.5	10.6
台 所・料 理 用 品	964	1.9	3.41	4.92	14.0	20.1
玩 具・置 物	22,768	44.6	4.47	3.47	66.2	51.3
電 気 用 品	6,473	12.7	4.04	2.11	11.0	5.7
工 業・理 化 学 用 品	932	1.8	2.76	3.05	8.0	8.9
タ イ ル ル	4,281	8.4	3.19	2.04	6.3	4.0
衛 生 陶 器	31	0.1	3.33	0.36	0.8	0.1
そ の 他	743	1.5	3.34	4.08	2.8	3.5
全 体	50,999	100.0	3.57	2.67	12.3	9.2

〔注〕瀬戸については尾張旭市を含む。

〔資料出所〕通産大臣官房調査統計部『工業統計表(品目編)』、愛知県統計課『愛知県生産動態統計年報』より作成。

みられるごとく多様な技術・設備の導入・普及に積極的に取組むとともに、洋飲食器・電磁器・玩具置物（ノベルティ）を生産するなど生産品目の多様化を図りながら発展してきたのである。そして、現在では玩具置物を主力品目に和飲食器・洋飲食器・電磁器・タイル・工業理化学用品など多様な陶磁器製品を産出する（第1表）のが、国でも独特の産地を形成していること（製品の総合性）が、いま一つの特質といえよう。しかも、国内の他の陶磁器産地に比較して玩具置物・洋飲食器を中心とした品の輸出される度合いがきわめて高いこと（輸出依存性）が注目される。さらに、瀬戸産地の歴史的形形成・発展の背後には、地元に安価で良質の木節・蛙目粘土という陶磁器の原料資源が豊富に賦存していること（資源立地）、名古屋という工業・港湾都市に近接していること（大都市近郊立地）などの経済的・地理的諸特徴が作用していたことも見逃してはならない。

それ以外に、瀬戸産地の特質として、他の地場産業と同様にメーカーが製品ごとに分化しているとともに生産工程ごとにも分化した関連業者が存在していること（社会的分業体制）、企業規模の小・零細なメーカーがきわめて多いこと（企業規模の小・零細性）、機械化が進展してきたとはいまだ労働力を多く使用しなければならないこと（労働集約性）などもあげられよう。

四 昭和四十年以降の瀬戸陶磁器産業の動向と問題点

——とくに洋飲食器部門を中心にして——

(1) 瀬戸陶磁器産業の出荷動向

第3表 アメリカの食器類地域別輸入額

構成比の推移

単位: %

	昭和40年	45年	50年	53年
日本	59.4	62.6	56.2	61.7
イギリスなど 西ヨーロッパ	36.2	32.0	35.4	26.2
香港・韓国・ 台湾・中国	0.2	0.3	2.1	5.9
その他の 合計	4.2	5.1	6.4	6.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

〔資料出所〕 日本陶磁器輸出組合。

向地であるアメリカをはじめヨーロッパなどの先進国を中心の市場構造へと一層傾斜せざるをえなくなった。さらに、陶磁器の最大の輸入国であるアメリカでは昭和四十五年前後からいわゆるプレミアム市場が縮小している。つまり、瀬戸産地が得意とする低級品市場はその拡大が困難となりつづけるのである。しかも、昭和四十六年までGATT体制のもと固定為替相場によって比較的に安定的推移を示してきた洋飲食器輸出はその後のドルショックと引続く円高調整などによって昭和四十年代後半以降きわめて不安定となっている。

これに対しても、昭和三十年代後半にははじまる日本経済の高

度成長期においてそれまで徐々に展開してきたわが国一般家庭の食生活の洋風化が一挙に進展し、これまで一辺倒であつた海外市場に加えて国内市場が急速に形成されてきた

ことなどが注目される。

このような国内外の市場構造の変化のなかにあって、まづわが國洋飲食器の最大の海外向地であるアメリカ市場においては瀬戸をはじめとする日本の低・中級品は為替相場の変動にさらされるととも

に台湾・韓国などの発展途上国による激しい追上げとイギリスなどヨーロッパの高級品の確固たる地位に撃破されて苦しい状況に追い込まれている(第3表)。うえに、商品企画力が弱く低・中級品の生産を余儀なくされている瀬戸産地は美濃産地にもそのシェアを侵食されているのである。また、国内市場においてもわが国大手メーカーN社をはじめとする名古屋産地の市場支配力がまだ圧倒的に強く、美濃産地もスーパーにおいて強い市場支配力を有しているのに対して、瀬戸産地は百貨店・専門店においてわずかの支配力を有するにすぎず、国内シェアも低下を余儀なくされているのが実状である。

(2) 原料資源・生産設備・労働力の事情

瀬戸陶磁器産業が近年まで成長・発展してきた基盤は地元における良質の陶土資源の豊富な賦存、近代的生産設備の積極的な導入および技能に優れた労働力の豊富な存在にあった。そこで、最近の瀬戸洋飲食器部門不振の要因をさらに原料資源・生産設備・労働力の諸面から探ってみることとする。

まず、瀬戸産地にとって最も重要な生産要素である陶土資源の状況に関しては、その濁渴化までの年数は約50年・約100年と推測されている。だが、実際には良質の木節粘土・蛙目粘土は限られており、かつ自然環境・社会環境の整備の観点から採掘の規制をうけつつあることと現在私有鉱山を除いて陶土の配給制が実施されていることから、良質陶土の供給は不安定であつて原料面から陶磁器生産の弾力性はかなり制約されているといえよう。

つぎに、メーカーの生産設備の保有状況についてであるが、主要

第2表 わが国の洋飲食器出荷額の推移

	総出荷額(百万円・%)		出荷額の伸び率(倍)		
	昭和41年	昭和53年	国内向製品	輸出向製品	全體
瀬戸	4,199 (17.0)	8,921 (11.9)	3.8	1.8	2.1
名古屋	7,454 (30.2)	14,899 (19.9)	3.2	1.6	2.0
岐阜	7,102 (28.8)	25,155 (33.6)	5.3	3.1	3.5
三重	1,955 (7.9)	6,256 (8.4)	35.4	2.5	3.2
全国計	24,657 (100.0)	74,848 (100.0)	5.1	2.5	3.0

〔資料出所〕 愛知県統計課『愛知県生産動態統計』より作成。

瀬戸産地では総出荷額の過半近くを占める玩具置物をはじめ和食器・洋飲食器・電磁器・タイルという主要品目の出荷動向はいずれも全国のそれを下回ることを余儀なくされており、全国シェアもかなり低下させてきて、わめて苦しい状況に陥っている。その結果、陶磁器全体でみると、最近一年間で瀬戸の総出荷額の伸びは約一九一億円から約五〇億円への約二・七倍と全国のそれの約三・六倍を大きく下回り、その全国シェアも昭和四十二年の一二・三パーセントから同五十三年の九・二パーセントへ三ポイントも低下させているのである(第1表)。

(1) 市場構造の変化と他産地との競合関係
わが国における洋飲食器の主要生産地域は明治以降今日に至るまで愛知(瀬戸・名古屋産地)・岐阜(美濃産地)・三重(四日市産地)の東海三県である。『愛知県生産動態統計』によると、昭和四十一年から同五十三年にかけての瀬戸産地の出荷の推移は名古屋産地とともに美濃・四日市両産地に比較して国内向・輸出向両製品のいずれについても不振であり、その結果、最近一二年間の出荷額シェアは、瀬戸・名古屋がそれぞれ五ポイント・一〇ポイント近く低下させて昭和五十三年には一一・九パーセント・一九・九パーセントを占めにすぎなくなっているのに対して、美濃・四日市がそれぞれ四・八ポイント・〇・五ポイント上昇させて三三・六パーセント・八・四パーセントになっている(第2表)。

ところで、昭和四十年以降、瀬戸などで産出されるわが国洋飲食器の市場構造は大きく変化している。すなわち、輸出市場についても、瀬戸・美濃両産地のこれまでの主要な仕向地であったアジア・南アメリカ・アフリカなどの発展途上国市場が陶磁器産業の保護・育成政策と安価な中国製品の進出によって狹隘化したため、最大仕

第5表 年齢別従業員数(事業主・家族従業員・パートも含む)一昭和54年-

単位:人、%

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
男子	28 (3.0)	79 (8.4)	198 (21.1)	304 (32.4)	231 (24.7)	74 (7.9)	23 (2.5)	937 (100.0)
女子	53 (5.6)	116 (12.4)	186 (19.9)	244 (26.1)	223 (23.8)	101 (10.8)	13 (1.4)	936 (100.0)
計	81 (4.3)	195 (10.4)	384 (20.5)	548 (29.3)	454 (24.2)	175 (9.4)	36 (1.9)	1,873 (100.0)

〔注〕1. この数値は愛知県陶磁器工業組合加盟の洋飲食器メーカー50社に関するものである。

2. () 内は構成比を示す。

〔資料出所〕 愛知県陶磁器工業組合『活路開拓調査指導事業調査報告書—瀬戸陶磁器産業の現状とビジョニー』。

現在、総従業員数の八割近くを瀬戸およびその周辺地域の出身者で占められている洋飲食器部門では、①事務・営業を除く生産現場、と②生産設備導入に立遅れ、製造コスト上の不利を全然なくされていること、⑤賃金などの労働諸条件が相対的に悪いことから地元の若年労働力が名古屋などに流出し、労働力の婦人化・中高年齢化が進んで従業員の技術力が低下しつつあることなどによってその出荷が伸び悩みに陥っている。このような事態は、洋飲食器部門に限らず、瀬戸産地の主要部門である玩具置物をはじめ和飲食器・電磁器・タイルといふ他の部門においても程度の違いはあれ共通してみられるのである。つまり、これまで瀬戸産地の成長・発展を支えてきた産地の構造的特質は、高度成長後半期以降国内外の経済的影響をうけて逆に産地の成長・発展を阻害する構造的脆弱さに変化したと結論づけることができよう。

第4表 焼成窯を除く生産諸設備の保有状況—昭和52年—

単位:%, 台

	真空練機	真空攪拌機	真空脱泡装置	自動成形機	自動流込機	自施種機	自動加工機
普及率	43.9	66.7	19.3	19.3	24.6	5.3	1.8
1社当たりの保有台数	1.9	1.9	2.1	6.0	2.2	2.3	4.0

〔注〕1. この数値は愛知県陶磁器工業組合加盟の洋飲食器メーカー57社に関するものである。

2. 普及率とは(保有メーカー数÷メーカー数)であり、1社当たりの保有台数とは(保有台数÷保有メーカー数)である。

〔資料出所〕 愛知県陶磁器工業組合。

設備である焼成窯に関しては瀬戸産地は、多量生産型のトンネル窯を三基保有しているにすぎず、中量生産型のシャトルキルン・トランクキルンを五基と多く使用している。また、焼成設備以外の生産設備については、製土工程を除いた成形・絵付工程では高性能・高能率機械の普及率はきわめて低い(第4表)。このような設備近代化への立遅れは、瀬戸産地が国内外の他産地に比べてまだ

中小規模メーカーが多いためであるが、他の陶磁器に比較して製品が少種多量生産的である洋飲食器の場合、比較的に大規模メーカーの多い海外産地・国内他産地との製造コスト・品質競争上不利を強いられることにつながる。

最後に労働力に関してであるが、現在、総従業員数の八割近くを瀬戸およびその周辺地域の出身者で占められている洋飲食器部門では、

に立遅れ、製造コスト上の不利を全然なくされていること、⑤賃金などの労働諸条件が相対的に悪いことから地元の若年労働力が名古屋などに流出し、労働力の婦人化・中高年齢化が進んで従業員の技術力が低下しつつあることなどによってその出荷が伸び悩みに陥っている。このような事態は、洋飲食器部門に限らず、瀬戸産地の主要部門である玩具置物をはじめ和飲食器・電磁器・タイルといふ他の部門においても程度の違いはあれ共通してみられるのである。つまり、これまで瀬戸産地の成長・発展を支えてきた産地の構造的特質は、高度成長後半期以降国内外の経済的影響をうけて逆に産地の成長・発展を阻害する構造的脆弱さに変化したと結論づけることができよう。

(付記)
本報告に対しても、中込武雄先生(市郷学園大学)、池田庄治先生(鴻大)から貴重なご質問・ご意見をいただいたことを感謝いたします。
なお、本報告は文部省科学研究費補助金を受けた研究成果の一端をまとめたものです。

瀬戸地域において高い経済的地位を占める陶磁器産業は、①伝統性、②資源立地、③大都市近郊立地、④製品の総合性、⑤輸出依存性、⑥社会的分業体制、⑦企業規模の小・零細性、⑧労働集約性という特質を有しており、これら産地の特質を生かしながら戦後の高成長期までは順調に成長・発展してきた。だが、最近瀬戸陶磁器産業では、洋飲食器部門に典型的にみられるごとく、①為替相場の変動(円高基調)のために輸出が伸び悩んだこと、②市場構造が高度化傾向にあるにもかかわらず、国内他産地・海外産地に比してメカニズムの企業規模が相対的に小・零細であるために商品企画・品質面において立遅れていること、③産地存立の基盤である良質の陶土資源の供給が自然・社会環境の整備とともに困難になりつつあること、④企業規模の小・零細性から高性能・高能率の生産設備導入

大都市金属加工零細経営の存立基盤

— 東京の城東・城南地域の場合 —

渡辺幸男

(慶應義塾大学)

一 方法と課題

〔分析対象〕 東京の城南・城東に大量に集積し、一九七四年までの時期に著増した、機械・金属製品関連の零細経営層である。

〔課題〕 これらの零細経営が、独自の機能を持つ一つの層として存在し、一定の存立基盤のもとに再生産していることを明確にすること。これらの層が、いくつかの問題を抱え、経営の不安定性に悩みながらも、一方的な分解過程にある層として存在するのではなく、層として再生産され、積極的な機能を果たしていること、日本の機械工業やその他の金属関連産業の一部分を層として担つている存在であること、を明確にすることにある。

〔分析方法〕 城南・城東の金属加工零細経営に対する聴取調査結果の分析とアンケートによる分析とともにとづき、具体的な現状把握を行う。(実態調査の具体的な内容・方法については、本稿の末尾に示した拙稿を参照。) 調査時期は一九七五年から七九年である。

二 従来の議論

東京の金属加工零細経営についての従来の議論を、本報告の課題

設定から整理すれば、以下の四つに分けてみることができます。

(1) 業種別に見る視角。東京の小零細金属加工企業を業種別にみると、どのような業種に関連しているかを明らかにしうる。しかし、東京のこれらの経営の最大の特色である、特定加工への特化という現実が、把握され難くなるという大きな問題点が存在する。

(2) 下請の末端としてとらえる視角。完成品生産の大中企業の方から下請の階層的つながりを明らかにすることになる。しかし、この視角においても、末端につながる東京の零細経営と、同じ階層的位置にある農村部等の小零細企業との間に存在する大きな差異が見失われてしまいがちであるという問題性が存在する。

(3) 都市型の新しい企業の生成からとらえる視角。都市に立地する零細経営、ことに新生企業の独自性が明らかにされている。しかし、個別経営レベルの特色として把握されてしまうことにより、特定加工集団の独自性と存立基盤の存在、それとの関連での個別経営の東京の独自性という把握視角が欠落しがちである。

(4) 経済地理的視角。零細経営の側からとらえ、しかも加工集団として把握する視角が提示されており、その意味で(1)から(3)までの議論の欠落部分・欠陥部分を埋め修正する視角といえる。しかし、

この視角にもとづく研究は、経済地理としての性格上、企業分布を中心としており、集団の経済的諸関係をふまえた上で分析が、充分になされているとはいえない。

本報告では、加工に特化した集団として独自性を持つ零細経営層という視角を提示した(4)の分析成果を評価し、それをふまえて分析を進める。その上で、この層全体として下請関係の中にどう位置づけられるか、零細経営の側からみていく。さらに、下請関係への位置づけとの関連で、東京で新生した零細経営の特色を把握することにより、(3)の議論に欠落した部分を埋めることができる。(従来の議論についての代表的論稿は、(1)から(4)の視角の分類に対応させ、三七回大会報告要旨に示してある。)

三 分析結果

東京の機械・金属零細経営は急増したが、中小企業は減少し、城東・城南に集中立地している。また、開業は同業の中小企業の従業員を中心に、貸工場と割賦による機械購入によって容易であり、大量に生じた。

就業は不規則かつ長時間であるが、受注工賃水準は相対的に高く(第1表参照)、収入水準もバラつきはあるが不況下でもかなりの水準を示している(第2表参照)。

加工内容は、小ロット規模のものを汎用工作機械で加工する場合が多い。個別受注の量の安定性が小さく、不定期な場合が多い。受注内容は、層全体としてみると、業種別にみて多様であり(第3表参照)、流通経路も多様である。受注先企業の所在も都内にとど

第1表
(a) 大田区切削加工零細経営の1時間当たり工賃
(従業者1~4人)(1976年)

加工工程 1時間 当たり工賃	旋盤加工	フライス、 プレナー、 タレット、 ベンチレー ース	金型 その 他	計
800円未満	1			1
800~1,000円	2			2
1,000~1,200円	4	2	1	7
1,200~1,500円	3	1	1	4
1,500~1,800円	1	2	1	4
1,800円以上		1	2	3
計	11	6	4	21
平均	1,036円	1,383円	1,638円	1,250円

〔出所〕 抽稿「金属加工業一城南地区」(東京都『家内労働の実情』昭和52年3月)。

(b) 墨田区金属プレス加工零細経営の1日当たり受注工賃(1979年)

	回答数
7,000円未満	2
7,000~9,000円	1
9,000~11,000円	1
11,000~13,000円	2
13,000~15,000円	1
15,000円以上	4
計	11

〔資料〕 答者の調査による。

第3表 大田区切削加工
零細経営の主たる加工
製品事例 (1976年)

事例 No.	
1	プレス自動機部品
2	自動車工場専用機補修部品
3	油圧機器部品
4	安全全弁 (プラント用) 部品
5	食品機械部品
6	ポンプ部品
7	ねじ加工一般
8	武器部品
9	金型 (プラスチック用)
10	産業機器用歯車
11	エレベーター部品
12	プレス自動機部品
13	油圧機器部品
14	機械部品
15	金型 (金属プレス用)
16	ねじ付部品
17	音響機器部品
18	切断器部品
19	切削工具
20	シリンドラフランジ
21	ブレーナー加工一般
22	メッキ用治具
23	トラック部品
24	油圧機器部品
25	ボルト加工

〔資料〕 第1表(b)に同じ。

まらず周辺県までひろがっている。
また、各個別経営は特定の機械を
くみあわせ所有すること、さらには
機械の大きさや受注内容に特色を
持たせること等、特色ある加工特
化を行っている。
個別零細経営の多くは、それぞ
れ一〇人位の「仲間」とよばれる
同業の友人を持っている。この
「仲間」が、受注をこなしきれな
い場合に手伝つてもらい、仕事が
された時に仕事をまわしてもらう
という。量的補完の機能を果たし
ている。また、自分の得意でない
加工部分を「仲間」に加工しても
らうことにより、受注しうる仕事
の幅をひろげるという形で、「仲
間」は受注の質的補完という機能
を果たしている。さらに、「仲間」

は仕事を紹介しあうというような形で情報交換の主要な媒体の一つになつてゐる。

四 結論——機能と存立基盤——

〈存在状況〉 業主および家族の就業は、長時間かつ不規則で、かつ経営の不安定さが常に伴う。しかし、収入は中小企業の熟練工に比較して高く、受注工賃は農村部小零細企業を大幅に上回る。

（機能） 零細経営層が、周辺の機械・金属関連企業に対し果たしている機能は、以下のようにまとめられる。

周辺の機械・金属関連企業が外注加工を必要とする部分の中、加工すべき製品・内容が少量、特殊、発注量が変動しやすい、発注時期に規則性がない、（熟練工による汎用工作機械を使った加工を必要とする）といった特色を持った加工部分が、零細経営層に発注される。半端かつ変動の激しい加工部分が発注されるといえる。発注側企業にとって内製は高くつくし、専門中小企業がまとめて受注する。半端かつ変動の激しい加工部分を、発注側企業に統一した規格で専門加工しうる部分でもない。

（対応しうる理由——存立基盤——） 半端かつ変動の激しい加工部分を、発注側企業の要求に応じながら、受注をし、なおかつ経営を維持している理由として、以下の点があげられる。

第一に、京浜工業地帯という機械・金属関連の企業が、多数立地し、多様な業種にわたって立地している地帯の、中心地である城東・城南に密集して立地していること。そのため、個別発注企業にとって少量かつ変動の激しい加工部分も、全体では、零細経営層全体として多量の受注を可能にする、量的なまとまりを持つ。多様な業種の企業から受注していることから、層全体としては、各業種の好不況に作用されず、安定的な受注が可能になる。すなわち、層全体としてみた場合、受注量の大量性と安定性が存在している。

第二に、零細経営が密集し大量に立地し、多様な加工に特定し、しかも、各加工ごとにみても、大量に特色を持ちながら立地し、

第2表

(a) 大田区従業者1人の経営の月売上げと経費内容事例 (1976年)

事例No.	月売上げ	収入	経費	原材料費	家賃	外注費	その他	備考
1	40万円	30万円	10万円	なし	なし	3	7	
2	15	14	1	なし	なし	1	1	
3	30	20	10	なし	3	3	4	
4	100	50	50	なし	4	40	6	
5	14.5	10.5	4	なし	なし	10	4	原材料費あり
6	75	35	40					原材料費あり
7	80	30	50					原材料費あり
8	4.5	4.0	0.5					
9	22.5	12.5	10	なし	9	なし	1	
10	100	30	70		4	なし		原材料費あり
11	25	22.5	2.5	なし	なし	7.5	2.5	
12	30	20	10					

〔備考〕 その他には、副資材・工具・光熱・油・車輌の維持費・機械月賦支払等の費用が含まれる。
〔出所〕 第1表(a)に同じ。

(b) 墨田区金属プレス加工零細経営の売上げと経費事例 (1979年)

事例 No.	常時従業者	うち雇い人	1ヶ月の売上げ	1ヶ月の経費
1	3人	1人	250~300万円	100万円
2	3	0	40~60	0.5
3	1	0	30	0.3
4	2	1	200	90
5	3	1	80~100	15
6	1	0	20~40	1万円以下
7	2	0	27~30	1万円以下
8	2	0	30	10
9	4	1	200	60~70
10	2	2	60~200	60

〔備考〕 経費には業主および家族従業者の給与は含まれていない。

〔資料〕 第1表(b)に同じ。

第4表 墓田区金属プレス加工零細經營の主たる加工製品の推移事例(1979年)

事例No.	開業年	事例No.	開業年
1	1917 年 金屬ホタン	9	1957 年 玩具部品
	△機械金具 △機械部品		△弱電機器部品 自動車部品 玩具部品
	△化粧品容器 △レコードラジオ △電気機器部品		△化粧品容器 ライター部品 自動車部品 玩具部品
2	1961 仲間仕事	10	1959 年 玩具部品
	△自動車部品 △		△弱電機器部品 自動車部品 玩具部品
	ライター部品 時計文字盤		△化粧品容器 自動車部品 玩具部品
3	1956 玩具部品	11	1967 年 玩具部品
	△弱電機器部品 △		△弱電機器部品 自動車部品 玩具部品
	吉澤機器部品 建築部品		△化粧品容器 自動車部品 玩具部品
4	1955 玩具部品	12	1957 年 玩具部品
	△卓球用具部品 △		△弱電機器部品 自動車部品 玩具部品
	電気機器部品 卓球用具部品		△化粧品容器 自動車部品 玩具部品
5	1953 電気機器部品 △安全カミソリ △石油缶部品 △建築金物部品	13	1960 年 玩具部品
	△		△弱電機器部品 建築金物部品 玩具部品
6	1967 玩具部品	14	1950 年 電球の口金 △
	△自転車部品 △		△化粧品容器 エヌビックの真鍮 △自動車部品 化粧品容器
	自転車部品 スキーユ用具部品		△自動車部品 化粧品容器
7	1947 時計ハンド	15	1957 年 玩具部品
	△ライター部品 △		△
	デンドーベン部品 弱電機器部品 ライター部品		△
8	1957 玩具部品		△
	△弱電機器部品 △		△
	弱電機器部品 ライター部品		△

(参考) □は現在の主たる加工製品。

(資料) 第1表(b)に同じ。

てこない。

まず、個別零細經營が、特定の部分加工に特化するといつてよいと、多様な業種の企業から受注し、受注の安定を求めるなどを可能にする。異業種の複数企業からの受注、主たる受注先企業の変更に伴う大幅な業種転換等に、このことは反映している。また、各零細經營は、「仲間」を媒介として、受注量の変動に対処し、「仲間」の質的補完により受注しうる仕事を幅をひらげている。たゞ、「仲間」「知人」関係を通して情報交換が行われ、受注先企業の新規開拓を容易にしている。このようにして個別零細經營は経営を安定化させ、経営の維持・再生産を可能にしている。

同時に、大量に零細經營が立地することにより、加工しうる内容の多様化と特殊化が進み、特化した零細經營が「仲間」を中心とした横つながりを持つことにより、発注側企業の要求に対処することが可能になる。

以上から、密集し多様な零細經營が立地してこない、それが今まで半端な仕事を大量に零細經營が受注しそうであるといふ。この意味で、「仲間」等の横つながりを持つことと、零細經營が「仲間」等の横つながりを持つことにより、発注側企業の要求に対処することができる。

（付記） なお、本報告は紙幅の関係で、詳しい実態分析を省略した。実態については、佐藤芳雄編『巨大都市の零細工業』日本経済評論社所収の拙稿を参照されたい。

（付記） 報告に際しては、日本大学中山金治教授より、東京の機械・金属の零細經營は、層全体として受注しているとみる事ができる。これが零細經營は、層全体として受注しているとみる事ができる。また、その立地のあり方が、存立基盤となっているといえる。そのため、この独自の存立基盤が他地域小零細企業にくらべての相対的高受注工賃を可能にし、長時間就業と相まって業主の高収入の可能性を与えている。

（拙い手が零細經營である理由） これがの層の主たる扱い手が、家族労働中心の零細經營である理由は、主として以下の11点である。

孤立小型離島における労働力構造について

一九七九年七月高知県宿毛市沖の島の場合

形鑑生

前中の鳥全也

172

位置し、鵜来島とともに高知県宿毛市沖の島町に所属する孤立小型離島である。沖の島の面積は一〇・五二平方キロメートルで、環海性、狭小性、隔絶性などのよう難離島共通の環境をもつてゐる。さらに独自の自然的・歴史的な經濟、産業、社会、文化などの構造をもつてゐる。その結果、産業開発が立ち遅れて、それが島内居住人口の生活・生産様式に著しい影響を及ぼしてきた。

私は後開発諸国の経済開発政策、とりわけ人口・労働力政策に関する心をもつ中国国籍の研究者である。高度経済成長を遂行してきた日本国内にまれに見られる“過疎”または“低開発”“僻地”といわれている地域の産業・人口・労働力構造とその政策を実証的に研究

する目的で、一九七九年七月一〇日現在の宿毛市沖の島全地域内の五集落の全住民を対象に面接調査を行った。調査にあたって、調査技術として、演習学生諸君に各世帯を直接訪問させ、あらかじめ作成した調査項目を中心に、できるだけ詳細なデータを収集し、より正確さを期した。そして回収された資料を、住民基本台帳に記載されている世帯数・人口数と照合する方法を採ったのである。

住民基本台帳には三〇三世帯、十五歳以上人口七七二人と記載されている。今回の調査において調査実施した世帯数は三二二世帯で、七〇世帯の調査が漏れた。この外に一世帯の拳家離島の廃居が發現された。また調査された本島内居住十五歳以上人口数は四一三人、調査漏れは九三人であった。その外に沖の島に帰る意志のないものを持む二六六人が島外に居住していることが判明した。要するに十五歳以上の人口の三四・五パーセントが流出していたのである。実際の居住人口と住民基本台帳との間にこのような乖離があることは、沖の島における産業・社会・文化諸施策の行政的判断に支障をもたらすものと思われる。

ではなく、労働力構造に関する一部のデータだけに基づいて実証的

に報告させていただきたいと思う。

二 産業構造と労働需給

沖の島は平坦地がほとんどないという自然条件に制約されて、人口の八〇パーセントが急傾斜で幅の狭い海浜地帯の弘瀬、母島両地域に稠密的に居住している。この両浜には小規模な漁業基地となる漁港施設と島外との交通機関の定期船の波止場が設けられている。すなわち強風の侵害を防ぐ位置に造られており、住宅地域に近い急傾斜地を段々畑にして開墾し、自給性農業を經營する一方、換金商品経済である冲合漁業を営むのである。まず農業においては一九五〇年農地改革の際、水田〇・五ヘクタール、畑七二・二ヘクタールしかなかつた。七九年現在では水田ゼロ、畑一三・六ヘクタールまでに減少したのである。もともと各農家単位の經營農場規模は零細で、家族経営であり、作物品目も限られ、農業生産性向上ははかれなかつた。他方、漁業においても現島には浅瀬の多い好漁場で、鰯一本釣りはまち養殖が中心でありながら、やはり家族経営的零細規模である。沖の島の住民はこのような第一次産業をもつて生産基盤として今までその産業形態を踏襲してきただのである。

存し、その生産環境は他の山村・漁村・農村より劣悪であると言ふ
られ、僻地経済の一典型を示しているといえる。

沖の島の世帯構成員の生産活動を分析する際、専業または兼業として区別することよりも、世帯の七六・五ペーセントが何らかの形で伝統的産業である農・漁業に固定化している事実から、農漁混合型経営¹⁾と定義する方が適切であると考えられる。この産業形態に沖の島の労働力人口が踏襲的に労働投入を持続してきた主な理由として、①自然条件の制約により、家族は農業だけでは生計を立てにくくにもかかわらず農業經營は歴史的使命であり、かつ農業と漁業を兼営することが伝統であるとされる、②多くの高年齢階級世帯主が離島する意志を持たず、また現在の生活様式に満足感を持つものがかなり多い。しかもも地域間移動にも消極的である、③他地域の有望な産業を本島に誘致して新規生産する可能性がない、④生活資金の一部を公的扶助給付、または島外居住世帯構成員の送金援助によって在宅通勤就労可能な開放的労働市場として需給されるはずである。次に、沖の島において極く僅少な、農・漁業とは無関係な第二・三次産業は沖の島に本籍をおくる労働力人口に対しても雇用労働者として在宅通勤就労可能な開放的労働市場として需給されるはずであるが、いずれも小規模であるゆえ、異動は静止または微小に近い。

次に第二次産業は立地条件の劣悪さのため発展せず、第三次産業については島内住民を対象とする公務・教育サービス業の外、零細な漁協・郵便局・小売業が存在する程度である。観光事業振興政策に従つて発足した民宿・磯釣り渡船などはいずれもまだ小規模な商業的経営の範疇に止まり、現在のところ発達する見通しはない。沖の島の諸産業とも因襲性が強く、ほとんど労働集約的方法に依

か
しすれども小規模、あるいは、中規模の学校で、
くに学校の教員は他地域から赴任する新規採用者が多く、僻地勤務
期間が経過すれば、統いてその代替者が市より派遣されて来るのでは
島内から自由に需給される市場ではない。したがって沖の島の労働
市場においては雇用機会が少ない上、地域内の産業間の移動が停滞
しているために閉鎖的であることが特徴である。このように島内居

住生産年齢人口は各自の世帯内を中心にその労働力を供給するが、または島外に流出しなければならない。

三
之傳

は六・三ペーセントで最も少ないので、四十五—五十四歳階級人口は、一六・六ペーセント、六十歳以上階級四九・四ペーセント、とりわけ七十歳以上階級が三〇・六ペーセントを示すほど高年齢化が顕著である。一方性別的に見ると、女子が男子の一・三六倍であり、二十五歳以上の各年齢階級ども女子人口実数が男子より多い。

今回の面接調査にあたつて中高年令者及び人口の吉全失業者は僅少なり。

され難く、非労働力人口とは區別されず、したがつて両者を非労働力人口に括して集計した。その結果に基づいて労働力率を分析して見ると、十五歳以上人口(総数)で六八・〇%、二〇歳以上

六・六パーセント、女子は六・一八パーセントである。また四十五歳以上女子の労働率については八〇・三パーセントにも達している。産業別に見ると、総就業者数の四五・二パーセントを占める農業従事者のうち、五十五歳以上階級人口が八〇・八パーセントを占め、七十七歳以上人口は三三・七パーセントにも達する。農業人口に女子が占める率は八〇・八パーセントで、しかも五十五歳以上が六四・四パーセントにも及ぶので、農業は中高年齢女子労働によつて支えられ、その結果低生産性が農業所得水準を低く抑えることになる。一方若年階級労働力は農業に従事することを拒否し続けてきたため、農業部門は高年齢化と低生産性によつて崩壊を早められている。

自営的漁業・建設業・公的サービス業など一部の産業を除いては、他の労働報酬は他地域より著しく低い。したがって中核的生産年齢階級人口は雇用機会と労働報酬水準の経済的要因のみでも強く島外へ押出される。一方島内の社会・文化・娯楽・生活様式・人間関係などの諸要因も人口の流出を一層増大させていく。その結果、後継ぎ、世帯主を含む若中年齢階級人口の流出が持続し、島内居住人口属性構成は急速に高年齢化し、とりわけ高年齢女子化を招來したのである。この人口転換過程での沖の島においては従来の伝統的經濟・産業体制・制度が存在しながら、その基盤が動搖し、崩壊しつつある。それがさらに島内居住労働力人口の質的劣化に拍車をかけまた産業機能の停滞・麻痺を促した。一方、現在島外に居住し就労するもので、将来島内の世帯主になるべき次の世代の構成員も沖の島にUターンする保障がなく、生産年齢人口の高年齢化・高年齢人口核家族世帯を増大させる結果になる。したがってその立地条件と背景を再検討して、適切な産業・労働力対策などを導入することが肝要であると思う。

答 有難うございました。ご教示いただきました問題点はごもつともでその通りでございます。実は今回の沖の島での調査内容は、(1)島内の産業構造と島内に居住する人口の労働力構造とその経済活動、(2)流出した人口の労働力構造とその経済活動、(3)人口学的に見た人口・世帯構造とその転換形態などですが、今日は時間の都合で第項の実態の数字の整理にしぼって発表させていただきました。

また、何らかの形で漁業に就労している人口は二一・七パーセントであり、農業と対照的に男子が八七・五パーセントを占め、しかも五十四歳以下階級が四九・〇パーセントを占めている。これは自営的漁家の後継ぎ、または遠洋漁業企業に雇用労働者として就労しているものが多いからである。

沖の島において高年齢階級人口の労働力率が高く、また伝統的産業がすべて中高年齢階級労働力人口を中心的に運営されている主な理由として、後継ぎを含む若年世帯構成員の持続的流出によって、残留高年齢階級人口である世帯主が引き続いて生産に従事しなければならない。また子供が元の世帯から分離・独立した後、片親だけの単独世帯・老夫婦だけの核家族世帯では基本的な生活資料を自ら確保しなければならないことなどがある。しかし、高年齢階級人口の、後退しつつある体力で重労働するには限界があるので、当然経営規模の縮小を促すことになる。

また自営業的農・漁業混合体の就業者については諸年金給付制度が設けられているものの、退職金制度の恩恵がなく、老後の生活資金が乏しくなる。ひるがえって、漁業の収入は高水準ではあるが、これは労働集約的に行われ、かつ中高年齢階級人口の豊富な経験を

四 結 論

四
結
論

労働力移動の重要な要因の一つである地域間所得格差は、従来私の口の流出する後開発地域の産業・労働力政策」を含めて、他のいくつかのテーマは他の機会で発表させていただき、ご指導をいただきたいと思います。

関心深い研究課題です。今回の面接調査にも調査項目としてとりあげております。しかし回答を分析して見ると、どうも数字に信憑性が欠けていると思われる所以で、残念ながら、それは省きました。

次に中学校卒業後の有意義な生活設計のための技能訓練に関する教育政策の点ですが、とても重要なことです。宿毛市総合開発

思ひ出さない。

また沖の島のような孤立小型離島の人口は自然減少と社会減少とが重複しています。すでに離島した労働者は現在の沖の島の労働環境のままで恐らくUターンしないと思われます。実質的効果のある離島の産業振興、労働維持政策が極めて重要であります。

最後に、地域分析方法論の勉強の重要性のご指摘についてはお礼

西ドイツの地域開発政策

祖田修

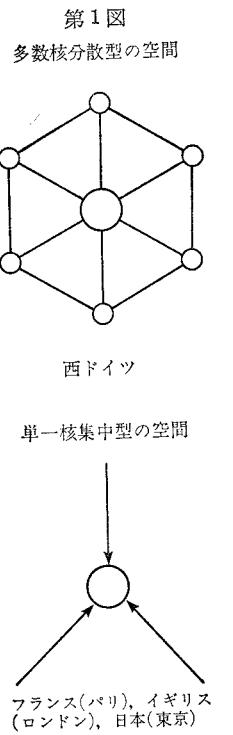
(龍谷大学)

一 本報告の意図

「地方の時代」が叫ばれ、地域主義の運動が起り、いま日本の国土計画ないしは地域開発政策は、新たな時代に入ろうとしている。西ドイツではこれをRaumordnung(空間整備、以下この用語を用いる)と呼んでいるが、それは「地方の時代」にさわめて示唆的な内容をもっている。以下において西ドイツ空間の特質と、そのような空間を形成した自然的、歴史的背景および政策の内容や基本理念について考察する。

二 西ドイツ空間の特質

西ドイツ国土構成のあり方は、ロンドン、パリなどの巨大な都市をもつイギリス、フランスの「單一核集中型」の国々と対照的である。両国では交通機関(鉄道、高速道路、空路)がパリ・ロンドンへと集中し、そこに政治・経済・文化が集積されているのに対し、西ドイツでは中小都市が全国土に散在し、交通機関は網の目状にこれらの都市を結んでいる。西ドイツではいわば「多数核分散型」の国土空間をなしており、すべての面で「中央・地方」の別がないといえる。戦前はベルリンにかなり集中していたが、それでも



はなお、ナチス的な統制体制への復活をおそれるあまり、ある意味では悪しき閉鎖的地域主義にわざわざして、実現しなかった。しかし西ドイツ経済の急速な復興と、工業化、都市化の進展、そのもとでの州間の人口配置の歪みおよび経済力・財政力格差などが顕在化し、少なくとも連邦全体としての空間整備をめぐる基本理念の設定と州間の調整を行うことが課題と感じられるようになってくる。

このような中で、空間整備をめぐって新しい議論を巻き起すきっかけをつくったのは、ビューロー F. Bülow であり、彼はドイツにおける空間研究の展開を跡づけ、現代における空間整備政策の再構成を訴えた。

ビューローは、空間をすぐれて総合的な生活空間として捉えた上で、空間と人間との相互規定性を強調する。それは風土決定論および人間の技術過信の思想とともに排し、空間整備政策の総合性(経済・社会・文化)を主張する立場からである。

ビューローは第二次大戦後の西ドイツ空間整備政策の基本理念として、地域主義の新たな展開としての連邦主義を意図する。すなわち、地域主義の発展としての連邦主義への移行を主張したのである。

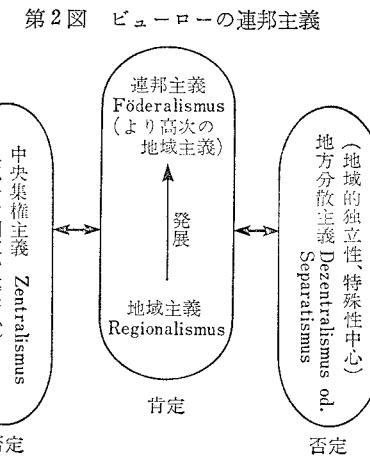
このビューローの地域主義ないし連邦主義は、レプケ W. Röpke の地域主義から大きな影響を受けている。そして、それは後に西ドイツ空間整備政策形成の中心となつた

フランス、イギリスに比べるとはるかに分散的構造になっていた。こうした違いは、イギリス、フランスが長くほどと一王国支配であったこと、ドイツが小邦分立の過去に彩られているという歴史的原因による面が大きい。また西ドイツの空間は、日本などと比べると平野が多く、山も日本でいえば丘に等しいもので、都市・人口・産業配置にバランスをとりやすい条件を具備しているともいえる。しかし何よりも重要なことは、西ドイツが以前より多数核分散型の国土空間を形成する政策的努力を続けてきたことである。以下においてその政策の理念と内容(とくに第二次大戦後の)を検討する。

三 空間研究および空間整備政策の必要性

第二次大戦後の西ドイツは、ナチスの中央統制的、軍国主義的な政治体制に対する反撥から、州中心のやや閉鎖的な形での地方分権思想が支配的であった。ドイツは東側、西側に分割されただけではなく、西ドイツ自身も、イギリス・アメリカ・フランスの各占領区ごとに異なった行政制度と法規をもつことになった。空間整備政策も地方計画 Landesplanung と呼ばれる州ごとの計画に分割されていた。

西ドイツ全体の統一的な空間整備政策をもつことについても、当時は



ディトリッヒ E. Dritrich に引き継がれることになる。

四 社会的市場経済と空間整備政策

戦後の西ドイツ経済を支えた社会的市場経済政策は、自由主義的条件を前提にしつつ、同時に國家が独占防止、不正常な市場価格への介入、労働者保護、自然保護、所得再分配を行うことを容認する。この後者の政策系列に社会政策的、ついで財政政策的要請が加わり、一九六〇年代に入つて空間整備政策が付加され、政策として体系化する。二〇世紀初頭ヨーロッパに登場する田園都市論や地域計画論は、すでに自由主義経済下の諸問題を解決するための改良主義的施策であるが、戦後西ドイツの空間整備政策は、社会的市場経済の

彼はその意義を「庭園の力」Gartenkraftと呼んでいたが、市民が庭園や菜園に親しみ、自然に密着した農村的リズムをもつ市民社会を理想としている。
このよきな中小都市を核とする分散的かつ自律的な経済的社会的圏域の成立を保障するのは、産業とくに工業の分散である。レブケンのいう「同価値」の「同一」ではない、「生活空間を保障しよ」として、「同価値」の「同一」ではない、「生活空間を保障しよう」とする、空間整備政策の目標を実現する意図をもつていて。中心地はレブケンの中小都市に符合するものであり、クリスチヤーでは九段階、現在の西ドイツ空間整備政策では四段階の都市の規模別機能階層が想定されている。
また中心地への集中投資がさけがたいものである以上、中心地と周辺地域、あるいは中心地どうしは十分に結合されていなければならぬ。こうして中心地理論を補完して、連邦構造プログラムの中で、発展軸Entwicklungsachse論が展開された。発展軸とは、道路・運河・鉄道・上下水道や電気・ガス・石油などのエネルギー源等を建設し、地域間の機能的結合・発展を促進しようとするものである。中心地理論と発展軸論は、大都市地域では「郊外分散地—結合軸」、農村地域では「中心地—発展軸」という形で、それぞれ空間整備政策の原理とされている。

おもにこれまで述べたような現代の西ドイツ空間整備政策の理念に加えて、われわれはさらにクリスチヤーの中心地理論 Prinzip der zentralen Orte に注目しなければならない。
レブケンのビューロー、ディトリッヒに至る理念上の系譜は、空間整備政策の基本方向を示してはいるが、具体性に欠ける。この理念は、イスバリー Isbary のクリスチヤー中心地理論の適用と、発展軸論によつて、具体化していくといわねばならない。クリスチヤーの中心地理論は当初アメリカで高い評価を受け、戦後西ドイツで

理念と結びついて再構成されているところに、その特色を見ることができる。

さてビューローやディトリッヒの空間整備政策論の背後には、オイケンはじめオルドー派の中でもとくにレブケンの強い影響を見ることがあるが、レブケンは『ヒューマニズムの経済学』(邦訳) Civitas Humana, 1944において、地域主義的国土計画論を開拓している。レブケンは戦時中ナチスの支配下をのがれ、スイスにあたが、戦後はオイケンらとともに、ヨアハルトの諮問委員会に名を連ね、社会的市場経済政策の理論的指導者であった。

レブケンは人口の大都市集中による「独占的権力集中化の傾向」、無制限の膨張によるさまざまの都市的「病理」の発生、「群衆化、プロレタリア化、生命力の喪失」を指摘し、パリにその極まつた例を見ている。このような問題を解決するため、単なる大都市の部分的郊外分散ではなく、中小都市の全国土空間への配置、充実という「真の分散」政策が必要だとしている。すなわち多数核分散型の空間整備政策である。

このような理念はレブケンにおいて突如出現したものではなく、ドイツ社会の歴史の底流に流れるものであり、長い政策的努力が続けられた結果、今日の西ドイツ空間が形成されてきたといえる。ドイツには「大都市拒否の思想」、「農村的・田園的中小都市を理想とする思想」が脈打っているといえよう。

さらにレブケンは農業労働と工業労働の結合を訴えたクロボトキンや、都市と農村の結婚を主張したハワードの流れを汲んで、この都市化社会の中で、財産の再分配ことに家と土地の所有を重視した。

五 中心地理論と発展軸論

こうして両理論は空間整備政策の中では、(1)都市・農村格差の是正、(2)過密の解決と活力の注入、(3)市場経済の修正、などの三点で大きく貢献した、との評価がなされているのもうなずける。これまで見てきたように、西ドイツ空間整備政策は、伝統的に大都市を拒否して、中小都市の全国土的分散を理想とし、それを核として、田園都市的なゲマインデ(市町村)が結合配置され、自律的な圏域を形成するという地域主義的な方向をとっていることがわかる。そしてそ

れによつて農業と工業の結合、農村と都市の結合、經濟的社會的格差の是正がなされ、全國土的にバランスのとれた生活空間が構成されたものといえよう。

六 結 び

わが国の「地方の時代」にあわせて、最近イギリスの田園都市運動、フランスの地域主義運動が紹介されている。しかし西ドイツでは、もはや地域主義を唱道する必要がないほどに、地方分散的な政治・經濟構造が実現されている。イギリス・フランスの地域政策が、ロンドン・パリの過密集中をいかに緩和するかという、いわば跡始末の消極的な「分散の原理」を基調にしてゐるのに対し、西ドイツでは大都市を否定する「分散の原理」に加えて、むしろ点在する中小都市をいかに育成しかつ有機的に結合するかという、もう一步進んだ積極的な「結合の原理」が優越しているように思う。私は西ドイツの地域主義的空間整備政策をこのよだな分散の原理と結合の原理の調和したもの、ないしは両者の緊張関係の上に立つものとして捉えることが必要だと考える。

西ドイツの空間整備政策が、これまで見たよだな理念や理論に従つてすべてうまく行つてゐるというわけではない。人口の大都市集中、過疎地域の発生、公害の発生、工業分散の困難性、財政難など日本と同様の問題をかかえている。そして東部国境地域の經濟的衰弱など特有の問題もある。しかしそれにもかかわらず、問題は相対的に見て日本よりもはるかに軽く、ネグリジブルでさえある。日本は明治以来一〇〇年をかけて、經濟、技術の面でヨーロッパに勝る

とも劣らない段階になつただけに、社会的文化的水準を示す全国土的視点から見た総合的な意味での生活空間の貧弱さが目につく。総じて西ドイツの空間整備政策は、わが國の現状に大きな示唆を与えるものということができる。

(付記)

本報告に対し、名古屋大学経済学部城島国弘教授より、多くの貴重なコメントを頂戴した。記して謝意を表したい。

なお本報告に関連し次の拙稿を参考していただければ幸いである。

(1) 「西ドイツ空間の構成」(『經濟評論』一九八〇年五月号)。

(2) 「日独農業・都市政策比較論」(『エコノミスト』一九八〇年九月三〇日号)。

(3) 「西ドイツの空間整備政策と農業政策」(『農林業問題研究』一九八〇年九月号)など。

八〇年九月号)

競争強度の測定と独禁政策

佐々木 實 雄

(玉川大学)

本報告の目的は、独占禁止政策との関連において、競争の度合いにかんするひとつの測定方法を試論的にさぐることである。

本年三月十七日、独占禁止法研究会(会長・金澤良雄成蹊大学名誉教授)は、橋口公正取引委員会委員長にたいして「流通系列化に関する独占禁止法上の取扱い」と題する報告書を提出した。報告書では、同一ブランド商品の販売にかんして観察される競争すなわちブランド内競争と、異なるブランド商品の販売にかんして観察される競争すなわちブランド間競争の概念が、理論の重要な手懸かりになつてゐる。そして、ブランド内競争もブランド間競争と同様に促進される必要があると主張され、過去のいくつかの審判決例と歩調をとるかたちになつてゐるが、その趣旨には疑問がある。

そもそも、ブランド内競争とブランド間競争の関係のもつとも重大な局面は、たとえば製造業者がブランド内競争を制限することによってブランド間競争を強化しようとする場合においてみられるわけであるが、独禁研報告書では、寡占的製造業者のブランド商品は製品差別化が進んでいるからブランド間競争はきわめて微弱であるという前提にもとづいて、ブランド内競争の制限だけで公正競争阻

害性ありと指摘しているので、ブランド内競争とブランド間競争の関係のもつとも重大な局面は直接判断されることなく、むしろ例外的な取り扱いをうけてゐるといえよう。

ところで、ブランド内競争とブランド間競争の関係に独禁政策的に特別の関心がはらわれるようになつたのは、一九六三年のホワイト・モーター事件にたいする合衆国最高裁判決以後であると考えられるが、最高裁判決は、一九六七年のシュヴィン事件(一九七七年のシルベニア事件にかんして、「合理的の原則」と「当然違法の原則」のあいだを揺れうごいた)。論議の焦点は、まさに、ブランド内競争の制限がブランド間競争の促進につながるかいなかということであつたが、そこでは、

(1) 当然違法の原則をとるか、合理的の原則をとるかという方法論上の問題

(2) 消費者にたいする有効性か、販売業者間の公正さかという競争の効果的部面にかんする問題

(3) 競争政策のベースペクティブを短期的にとらえるか、長期的にとらえるかといった選択の問題

が区別されるべきであつたろうとおもわれる。たしかに、現実の独禁政策はすくなくともこれらすべての問題にたいする判断のうえに

策定されなければならないが、その際経済的にまず第一に必要なことは、やはり問題になつてゐる領域の競争の状態を客観的に把握することであつなければならないだろう。

従来、競争の状態は主としてトリフォイン流に関連商品の交差価格弾力性によつて測定されてきたが、周知のように、この測度は理論的批判を免れるものではない——たとえば、チエムバリンの批判に注意せよ。もし交差弾力性の明らかにすることがたんに市場が寡占的であるという内容だけであるとすれば、ブランド内競争の制限を当然違法とするほどにブランド間競争が消滅しているかいないかといふことは不明のままであり、さらにはブランド内競争の制限がブランド間競争をかえつて強化するという主張をしりぞけることもできない。ブランド内競争とブランド間競争の概念を内包する競争強度の測定方法がのぞまれる所以である。

II

独禁政策の基礎を「状態としての競争」にもとめるが、「過程としての競争」にもとめるかといふ問題は、きわめて重要な意味をもつてゐる。独禁政策をめぐる多くの議論が水掛け論に終始していることの原因も、しばしばこの点にみいだされるといつても過言ではない。しかしながら、いま、かりに「過程としての競争」がそのような基礎として選択されるとしても、個々の具体的な政策をおこなうためには、いつたんざまざまな競争の次元を区別し、それぞれの競争の状態を正確に把握する必要がある。いうまでもなく、これは時間的経過をともなうことが独禁政策の対象として不適当で

あるということを意味するのではない。

この目的のために従来考えられてきたことは、競争の尺度として市場分類基準や集中度の指標や独占度——たとえば、それぞれ、交差価格弾力性、ハーフィンダール指数、ラーナーの独占度等々——を代用することであった。トリフォインの基準にかんしてはすでにその指標としての限界を指摘したが、これらの基準は、概して、企業数、マーケット・シェアなどの市場における絶対的・構造的原因にもとづいている。たとえば、ビショップの基準

$$n-1 = -\frac{E_i}{E_{ji}}$$

(E_i 、 E_{ji} は、自己および交差価格弾力性。 n は企業数)

は、企業数と弾力性値を関連づけ、この点を明示的にしている。

しかし、競争強度の問題は、相対的・行動的因素に依存することも少なくない。ことに、ブランド内競争とブランド間競争の関係が重要であるような産業組織の特定局面では、これはまさに事実の問題である。その点、クレレの可動性概念

$$\beta_{ij} = \epsilon_{x_i(p_j)} \cdot \frac{x_i}{x}$$

$$x = \sum x_i$$

$$i, j = 1, \dots, n$$

($\epsilon_{x_i(p_j)}$ は、企業 j の価格にかんする企業 i の自己であるいは交差価格弾力性) は、やや進んだものといえるが、価格変化とその二者間関係、したがつて部分的な価格競争の側面に限定されている。

いじやは、価格よりはむしろ数量に着目し、市場における取引関係 i がほかの関係 j によつて代替される確率を P_{ij} とし、マルコフ過程の推移確率をもつて全体的な代替可能性

$$P = \begin{pmatrix} P_{11} & P_{12}, \dots, P_{1n} \\ P_{21} & P_{22}, \dots, P_{2n} \\ \vdots & \vdots \\ P_{n1} & P_{n2}, \dots, P_{nn} \end{pmatrix}$$

を定義しよう。 P を極限的ショアー、すなわち行動変化の帰趣をあらわす定常状態ベクトルとし、かりに

$$\sum_i P_{ij} = 1$$

であるような二重確率過程を考えれば、

$$\pi_j = \sum_i \pi_i P_{ij}$$

これを正規化して

$$\pi_i = \frac{1}{n}$$

となる。この結果は、ゲーム理論でいう全平衡性と一致する。そこでは、閉鎖的結託は存在せず、いかなる固定的な取引関係も生じないが、市場構造的ないし消費者行動的に固定的取引関係がそこなわるにつれてしだいに競争制限的になると考へられるので、すなわち競争を制限し独占利潤を生む構造的条件であるところの「のれん」等が形成されると考へられるので、取引の無作為性をもつて「状態」といふことは、やはり問題になつてゐる領域の競争の状態を客観的に把握することであつなければならないだろう。

しての競争」を定義することができる。

しかも、そのもつた無作為性の指標

$$H = -\sum_i \pi_i \log_2 \pi_i$$

を競争強度の指標として定義する。これは、ヒントロピーと呼ばれる概念である。ヒントロピーはあたえられた市場に作為性が存在しないときに最大値 H_{max} をとるが、市場の企業数が多くなければなるほど、そのときの H_{max} は大きなものとなる。したがつて、競争強度の指標として、第一に H それ自身を、そして第二に H/H_{max} を考慮することがである。

これらの指標は代替可能性を財のみならず取引関係の交換にもとめているので、ブランド内競争とブランド間競争とともに包含してくる。しかも、それらを和のかたむ

$$H(A \vee B) = H(A) + H(B|A)$$

(A は、ブランド間の選択。 B は、ブランド内の選択)

やおひわすので、政策上きわめて重要な含意をもつ。すなわち、状態としての競争は、ブランド内競争もしくはブランド間競争のいずれかが制限されるとき、全体としてより競争的でないものになるといふことである。

この定理は、ブランド間競争の促進のためにブランド内競争の制限が主張される場合、どのような政策決定に際しても参考されなければならない。もしブランド内競争の制限が是認されるならば、あるいはまたもしブランド内競争の制限が否認されるとしても、いずれにしてもそのような独禁政策がいかなる競争局面なし次元に注

田していふのかといへりアル、そのもへだ判断の根拠が明らかにされなければならない。

参考文献

- [一] Billingsley, P.『羅浮論』著者ムラウ。渡辺他訳、吉岡書店
一九六八年。

- [二] Bishop, R. L., "Elasticities, cross-elasticities, and market relationships," *American Economic Review*, Vol. 42, 1952, pp. 779-803.

- [三] Comanor, W. S., "Vertical territorial and customer restrictions: White Motor and its aftermath," *Harvard Law Review* Vol. 81, 1968, pp. 1419-1438.

- [四] Howard, R. A., *Dynamic Probabilistic Systems*, Vol. I. New York, 1971.

- [五] Krelle, W., *Preishereorie*, 2. Aufl., Tübingen 1976.

- [六] 西野寿一「交換經濟のヒトヤマの極限理説」鈴木光男編『競争社会のヒヤマの理論』勧業書房、一九七〇年、1111-1681-1。

- [七] 野田實編著『流通系列化と独占禁止法』大蔵省印刷局、一九八〇年。

- [八] Pitofsky, R., "The Sylvania case: antitrust analysis of non-price vertical restrictions," *Columbia Law Review*, Vol. 78, 1978, pp. 1-38.

- [九] Posner, R. A., "The rule of reason and the economic approach:

(後記)

佐々木智雄「寡占と流通機構の経済分析(Ⅲ)」流通経済研究所『公正取引研究フーラム』一九七九年九月、1-1-18ページ。

Reflections on the Sylvania decision," *University of Chicago Law Review*, Vol. 45, 1977, pp. 1-20.

この報告は、(財) 流通経済研究所のプロジェクト・公正取引研究フーラムの研究結果をえたものである。田島義博所長、岩澤孝雄主任研究員、フーラムの会員諸兄に、また本大会でermensterの労をおとりいただいた関西学院大学の土井教之助教授、貴重な意見をお聞かせいただいた関西学院大学の小西唯雄教授、東京大学の植草益助教授はじめ諸先生方に深く感謝申し上げます。

小売業における競争

横森豊雄

（東洋大学）

かかるはず、ほぼ固定的な価格で購入される小売業のような領域では、費用曲線を用いる限界分析は無力であり、小売業はサービスを販売するものであるとして、この難点を回避しようとした(4)。

以上みてきたように、小売競争に関する「べくつかの主要な分析は、小売業における競争の複雑性を浮きぼりにしていく。つまり、小売業における競争は取扱商品により、店舗形態により、商業集積の形態により、それぞれ異なる条件のもとで行なわれるため、その競争の性格がそれぞれの局面において変わるということが明らかになった。小売業における競争は、このように一様でなく、しかもその性格が、それそれ根本的なところで異なっているのである。したがって、これをひとつに性格づけることは、そもそも無理なことであるといわざるを得ない。小売業における競争は純粋競争から独占にいたる中間の、黑白がはつきりしない広汎な領域の問題である。特に、現代は消費者の購買行動が多様化し、個性化した高度大衆消費社会である。小売競争を分析するに際し、その競争が成立する市場を单一のものとするのではなく、いくつか存在するものと想定して、それらを分離し、それについて、その性格を浮きぼりにしていくことが必要であろう。

小売業における市場をいくつかに分けて考察する場合、どのように

な基準で市場を分類するかが問題となる。小売業における競争は取扱商品種類により、店舗形態により、商業集積の形態により異質の競争条件のもとにおかれているために、その性格を変えている。重要な点は、これらを規定する基本的な要因である消費者の購買動機、購買行動をどのように把握するかにあると思われる。

II 消費者の購買動機、購買行動

(1) 商品分類論争

消費者的購買行動から商品を最寄品、買回品、専門品の三つに分類したのが M. Copeland だった。このグループ化の試みは、その後の研究に大きな影響を与えた。さまざまな批判や検討が加えられてきたが、そこまでまず問題とされたのが、消費者は買物の前に、買おうと思っている品目の正確な特徴、性質をどの程度知っているかである。また、この買物行動の分析を通して、消費者のある財を得ようとする願望の強さや、それを得るための買物費用の認識の問題が明らかになった。これらの問題を整理すると次のようになる。買回品とは必要となつた時に探索によつて、その適合性が決定される商品で、買物のつど、消費者はその相対的な望ましさのランクづけ（選好マップ）をする。消費者がこういう行動をとるのは買いたい商品の性質についての完全な消費者知識の不足を承認せがちな環境があるからである。価格やスタイル、製品技術の不斷の変化、消費者ニーズの変化、消費者の多様性の追求などの諸要因が、過去の情報をお適切なものにするのである。消費者は追加的比較によつて得られる価値が、こういう比較を行なうのに要すると思われる費用より

者との選好の強さと、それに附隨する消費者の喜んでやろうとする購買努力の大きさを、よりはつきりと際立たせることができるのが W. Salmon による「エゴ集約商品 (ego intensive goods)」と「ノン・エゴ集約商品 (non-ego intensive goods)」の分類である。¹⁾ 彼によるところ、商品は購買者の自己イメージが、購買する時やその商品をもつている時に、どの程度商品と結びつけられているかの度合によって分類できるという。自己や自分の暮らしに対するイメージであるエゴに密接に関係づけられているものがエゴ商品であり、ノン・エゴ商品はその程度がずっと小さい。

(2) 消費者の探索行動

価格についての探索の問題を理論的に、かなり精緻に分析したのが G. Stigler である²⁾。価格のひらきは等質的な財においてすら一般的にみられるが、それは市場における無知の存在——その大きさ——を表わしている。この価格の開きをせばめるのに重要な働きをするのが、買手の行なう探索である。追加的なもう一単位の探索によって得られる期待節約額は、近似的に彼が購入しようとする数量に、当該探索の結果生じると考えられる価格の期待減少分を乗じたものであり、その期待節約額は価格の開きが大きければ大きいほど大きい。またその支出が大きければ大きいほど、その期待節約額は大きくなる。探索の最適量は探索の費用（時間型、価格型、心理型）がその限界期待収益に等しいところで決まる。もし、継続する二つの期間の売手の申し出価格の相関が正なら、顧客による探索は初期において多くなり、以後の期間において少なくなる。相関関

少ない点まで探索を行なう。購買努力の量は商品そのもの、商品のタイプ、そして小売施設の便利さ、それぞれを得ようとする消費者の欲求の強さによって変わる。非買回品とは、必要に応える商品をみつけたい時、前に行なつた経験に照合することが可能な商品で、購買の間に不变の、あるいは不合理に変わらないと認められる購買決定要素をもつていて商品である。これは、消費者が商品についてもつていて選好マップによって、最寄品と専門品に分けられる。最寄品は、消費者が買うことができる、いくつかの代替品のなかのまさにその品目について無差別で、最も手近なものを購入し、さらには他のものは見ようしないような商品である。他方、専門品はニーズの充足には、ある商品のたった一つのブランドのみが必要だと消費者が考え、たとえ商品が手近にあつても、それが望む商品がない場合には買うことをしない商品である。しかし、多くの非買回品はこの両端の中間にある。消費者が行なう努力を、この分類に使うと、最寄品は代替品の中にほとんど選好がなく、最も容易に手にはいるものを使う商品ということになる。また、専門品は消費者の選好が非常に強いから、手に入れるためには相当の努力を払う商品である。買回品については努力を傾注しても、それに見合う価値のものを見つけるかかどうかという不確定性が常に伴うが、非買回品については比較的そうではない。L. Bucklin は商品分類を応用して、店舗を最寄店、買回店、専門店に分類した³⁾。商品、店舗それぞれ三分類の可能な組合せは九通り考えられる。これら九つの行動パターンのそれぞれは、ある商品に対するいく人かの消費者の購買パターンを特徴づけている。特定の商品、特定のブランドに対する消費

係がなければ、探索によつて可能になる節約は当該期間のみに關係し、各期間における探索は、それに先立つ期間に起つた事柄とは独立となる。ここから、次のような探索に関する原理がでてくる。(1) 買手の当該商品への支出の割合が大きければ大きいほど、探索による節約はそれだけ大きく、したがつて探索量は大きくなる。(2) 市場において反復して購入する（経験の多い）買手の割合が大きければ大きいほど、探索の実効量は（継続する二つの価格のあいだの相関関係が正であるなら）それだけ大きい。(3) 反復して販売する売手の割合が大きければ大きいほど、継続する価格のあいだの相関関係は高く、したがつて条件(2)により探索の累積的な量は大きい。(4) 市場の地理的広さが広いほど探索の費用は高い。こうした消費者の探索行動は、消費者がその価格にきわめて敏感に反応するノン・エゴ商品の価格に大きな影響を与えるだろう。L. Bucklin はこの探索の原理を質の問題にまで拡充し、消費者がある特定の商品について買い回る範囲は、探索の価値と、それに伴う努力の費用両方に関係する要素によって左右されるとする仮説をカリブ・オルニアでの主婦の調査で裏証した⁴⁾。そこで得られた結論は次のようなものである。(1) 消費者は買い回りの費用が低い場合には、より広範囲に買い回るだろう。(2) 消費者は買おうとしている商品と、それを売っている店舗について、ほとんど当初に知識がない時にはより広範囲に買い回るだろう。(3) 消費者は商品の価値が高い時、より広範囲に買い回るであろう。

(3) 消費者の店舗選択行動

消費者が、どのような欲求から店舗あるいは買い物場所の選択を行なうかを示すと、次の一二の要因に整理である⁽¹⁾。(1)商品の価格、(2)商品の品質、(3)商品の品揃え、(4)商品のファンション、(5)販売員、(6)立地の便宜性、(7)その他の便宜性〔駐車、営業時間など〕、

(8)サービス〔クレジット、配達など〕、(9)販売促進、(10)広告、(11)店舗の雰囲気、(12)苦情処理についての評判〔返品、交換など〕。これらの諸要因について、消費者それが店舗選択に際して異なった評価を下すことになる。消費者は自己の欲求を満足してくれるプラスの要因を評価するとその店舗で購買することになる。この店舗での購買の継続は、その欲求の満足が継続され保持されていることを意味する。こうした経験と学習の積み重ねはストア・イメージを形成して、その店に対する愛顧となる。小売業における競争は、これらの諸要因のいくつかを自らの店の特徴として強調し、他店との差異を明確にすることが、その本質となる。小売業では同じ要因での優劣を競う同質的な競争と、異なった要因を強調して他店との差別化をはかる異質的な競争が混在している。消費者の購買動機や購買行動にみられる二極分化的傾向を商品類型の問題のところで、すでに指摘した。その二極分化的傾向は店舗選択行動においても明らかである。特に、最近ますます明確になってきた消費者の選好の多様化、個性化はエゴ的な購買にはつまりとした影響をもつようになっている。ノン・エゴ的な購買は多くの消費者にとって煩わしい日常の雑役に過ぎず、できるだけ短時間に済ますことが望ましいと考える傾向が、だんだん強くなってきている。他方、エゴ的

な購買は頻繁に行なわれるものではないし、消費者にとってそれは、それぞれ特別な買物をすることを通じて自我を高揚する機会であり、そのために費やす時間や労力は決して惜しいとは思わない。

(4) 消費者の商業集積の選択

小売業の競争にとってもう一つの重要な要素は、商業集積間の競争である。商業集積の選択要因も前述した店舗選択のそれとほとんど同じである。ただ、この場合より選択基準の上位にランクされるのが、その商業集積がもつ雰囲気とか味があややなす界わい性といつたものである。消費者にとって、もちろんコスト節約も期待できる。消費者が買物をする場合、前述した購買コストは一回の買物での商品の品種数が増えると、それほど大きく変動することはない。したがって、消費者はある一定期間に買わなければならぬ商品数が与えられている場合、これを得るための購入コストを軽減するには、一回当たりの買物で買う商品数を増やすべきことになる。消費者はコストを節約し、多様な商品を一度にたくさん手に入れるために、なるべく必要なものが一ヵ所に揃っている店舗なり商業集積に出かけるだろう。とくにノン・エゴ商品の場合、商品の品揃えの幅が広ければ広いほどその購入コストの節約効果は大きい。このことはエゴ商品の購買行動についてもあてはまるといってよい。確かにこの商品の場合、あまりコスト意識は明確ではないが、多数品揃えしてある一ヵ所の販売地点で気にいったものがみつかれば、それにこしたいではない。一つの店舗で品揃えの幅や奥行きを拓げるか、それにあるいは、商業集積全体でそれを行なうかすれば、消費者は大きな

□ ベト節約が期待できるのやあQ

参考文献

- (1) E. H. Chamberlin, *The Theory of Monopolistic Competition*, 千倉書房
山秀夫訳『独占的競争の理論』田誠堂、昭和四十一年。
- (2) M. Hall, *Distributive Trading—an Economic Analysis*, 北國一郎訳『商業の経済理論』東洋経済新報社、昭和三十一一年。
- (3) J. Hood and B. S. Yamey, "Imperfect Competition in Retail Trade," *Economica*, May 1951.
- (4) Jane Alpert-Krier, "Monopolistic and Imperfect Competition in Retail Trade," E. H. Chamberlin(ed.), *Monopoly and Competition and Their Regulation*, 1954, pp. 281-300.
- (5) M. Copeland, "Relation of Consumers' Buying Habits to Marketing Methods," *HBR*, April 1923, pp. 282-289.
- (6) L. Bucklin, "Retail Strategy and the Classification of Consumer Goods," *Journal of Marketing*, January 1963.
- (7) W. Salmon, "Can Discount Department Stores Continue to Prosper?" *Mass Retailing Institute*, 1974.
- (8) G. Stigler, "The Economics of Information," *Journal of Political Economy*, June 1961.
- (9) L. Bucklin, *A Theory of Distribution Channel Structure*, 田本正紀訳『流通組織構造論』千倉書房、昭和五十一年。
- (10) J. Kunkel and L. Berry, "A Behavioral Conception of Retail Images," *Journal of Marketing*, October 1968.

消費者政策の意義と方法

白澤惠一

110

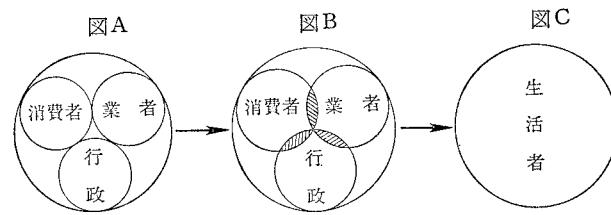
27

消費者政策は消費者が豊かな生活をしうるようにするための政策である。この政策の意義と方法を検討するにあたって、まず消費者運動の根底にある同権思想との関連において「生活者」としての「消費者」概念を定義し、具体的に消費者政策の実態分析により、個別の消費者政策と全体的消費者政策を検討した。最後に「生活者」としての「消費者」政策の限界について検討した。

清東三司道

消費者行政を取る場合、当然のこととして、最初に「消費者」をどのように理解するかを定義しておかなくてはならない。周知のように、消費者の概念については多くの人達によつて、いろいろ定義されている。筆者は消費者運動の根底にある同権思想との関連においてとらえることによつて、「生活者」(1)としての「消費者」を定義することにした。ところで、消費者運動の fundamental concept は消費者、事業者、行政(マクロ的把握方法による)の三者が消費生活の諸矛盾を根本的に解決していくことにある。この根本理念は同権思想に基づくもので、(1)三者(消費者、事業者、行政)の同権、(2)人的に

は男女の同権を基礎として消費者運動を展開することにある。しかし、この三者のうち事業者を考える場合、消費者と生産者、流通業者の三つの機能をもつている（ミクタ的把握方法による）。ところで三者の同権については、図A、図B、図Cのような概念図を画くことができる。つまり三者の結合をみるとことができる。そして消費者運動は、この接点に当たる「できるところから」具体的に、お互に「話合い」によって問題を解決していくうといもので、そこには、三者が、それぞれ役割を認めたうえでの対策の結合がみられることになる。そして、この結合が、より一層深くなることによつて、諸矛盾を根本的に解決していく傾向が強くなり、消費者政策目標の同質化がはかられることになる。ただ図Bの場合、完全な一体化ではなく、不完全な結合の状態である。しかし、三者が完全に合体した場合、「生活者」としての概念になりうる（図Cのようになる）。もちろん、この運動の basic 理念の根底には三者の「対立」があり、ついで「統一」がある。しかし、その後、そこには「矛盾」が生じた状態になり、与党化してしまい前進がみられなくなってしまう。「対立」が生ずる。つまり弁証法的による対立→統一→矛盾→の循環がみられることになる。この「対立」の場合、完全な結合しないがって、「統一」の後、野党化することによって運動の論理展



開が進行することになる。ところで講演廳と解説するに、具体的に考えていくこと

を解決するためには具体的に考えていくことが消費者政策である。前述の「対立」の状

態の消費者政策は機能分担者としての消費者を中心にしてとらえる場合、企業は利潤者を中心にしてとらえる場合、企業は利潤

追求の対象として「私企業的消費者政策」
(2)を考へ、行政は「消費者」は「弱者」

であるので「保護する」立場から消費者保護を考へる。二二二、消費者は

「私企業的消費者政策」は利潤追求に基づく政策を考へる。それは如いて、消費者が

いているが故に被害者意識をもつて対立する。また、消費者保護政策は消費者が「保

護される」ことに対する受身的立場に対しても対立する。されど、機能的分担者として

て政策立案を試みるので消費者の立場に完

全になりえない。したがつて、企業、行政の消費者政策は機能的分担者としての政策

であるが故に消費者不在の状態になり「被
義的消費者政策」となる。そこで三者がそ

新白川郷村政会

三者の同権による結合を基礎にした「統一」によって「広義的消費者政策」が立案

されなくてはならない。この具体的な方策こそ、消費者政策であり消費者運動の理論的

廣雅

三
卷之四

ところて「生活者」としての「消費者」は、して本音しておがたくではない。「消費」は経済学でいう、こく一般的、抽象的な概念であるのに対して、消費者は具体的な人間を対象にしていることである。この点を山崎進教授は「消費者」ということばは「経済学」と「家政学」とを仲介する意味深長なることばなのである。(3) とし、経済学と家政学の接点として消費者を考えている。そして同教授は「生活者」は「家政学」だけのことばになりきっているので歴史性さえもぼやけてくる。(4) としている。まさしく、現実の社会の消費者は家政学的な消費者であって、主婦ないし家政における女性を意味していて、男性の職業人でも立派な消費者であることわざを忘れてるのである。つまり消費者の意味を狭くとらえる狭義的な「消費者」である。前述の図Aから図Bへと諸矛盾を根本的に解決するために進展した場合オーバーラップする部分ができる。この段階では機能的な歩み寄りがみられるが、「生活者」としての消費者にはなりえない。しかし、この三者の目標が完全に一体化した場合、はじめて「生活者」としての消费者的概念を広・狭二義にとらえることができる。狭義の場合は前述のように主婦ないしは家庭における女性を指し、広義の消費者は「生活者」としての消費者を指すのである。後者の場合は事業者も行政担当者も狭義の消費者も前述のごとく対等の結合によって同一の場が形成され、諸矛盾を解決していく目標の同質化によって「生活者」となりうる。この場合

注意されなくてはならないことは、狭義の消費者すなわち主婦ないし家政に従事する女性という表現の仕方は男女同権思想の欠如の意味するものとして反発を食うことになりうる。したがって、広義の「消費者」概念も、狭義の「消費者」概念も同権思想に基づくことによって、反発を食うこともなくなりうる。他方、図Bのところで三者の結合そのものが同権思想に基づくものと思われる。もちろん前述の男女同権は性的同権であるのに対して、この三者の結合の基礎となつてゐる同権思想は形態的同権で異質のものである。

具体的には两者とも同権化していないのが実状である。ところで前述の狭義の消費者は機能分担者としての消費者であり、一応、家庭における主婦の対象になつてゐる。もちろん主夫であつてもかまわない。というのは、主婦が外部に職業をもち、その夫が家庭にとどまつて家事に従事することが理論的に考えられるからである。すなわち主夫である。もし、消費者を狭義的概念によつて単に主婦としてのみとらえるならば、大きな矛盾を生ずることになる。消费者的概念を広義的に解釈すれば、主婦は家庭における仕事分担者、つまり家政を担当する労働提供者としての消費者として把握されることになる。このような機能分担者としての消費者は企業、行政に従事するものと対等になりうるわけである。けだし、これから消费者的機能分担が平等になされていない場合には支配從属関係としての二分的構造を形成し、常に不平等かつ対立的関係におかれることになる。そこにわれわれは矛盾点を見出すことになる。この矛盾を解決するには、狭義的概念から広義的概念への発展がなされなくてはならない。「生活者」としての消费者的概念は、男女同権思想を具象

が生活者に依存している諸商品ならびにサービスであるがために品質・量ともに常に変化しているので、固定的価値基準ではなく流動的なものとならざるえない。さしづめ、消費者政策の基本的視点を整理してみると(6)、(1)経済の安定成長へ移行、(2)省エネルギー型の生活転換、(3)所得水準の上昇・サービス経済化・自由時間の増大等に伴い、消費者支出は随意的、選択的な性格を強め取引面でもサービス取引、消費生活の高度化、多様化が進行する。そして国際化が進行し、ますます経済の規模拡大や複雑化が進行する。このような事態に対処するための政策は全体的消費者政策である。一般的に承認されているものを一例としてあげると次のようになる。消費者選択の適正化、消費者志向の反映及び消費者対抗力の強化、資産・サービス取引の増大と消費生活の国際化への対応などである(7)。また個別の消費者政策として、諸商品ならびにサービスについての安全性、適価性などの重視をあげることができる。このように全体的消費者政策と個別消費者政策は相互に関連しているので、総合的に検討が必要である。

五 消費者政策とその限界

性的同権いわゆる人的同権思想と形態的同権いわゆる機能的同権思想については前述のごとくである。しかし、この両者の限界について注意しておかなくてはならない。まず「消費者」概念を「生活者」に止揚しなくてはならないのであるが、すくなくとも事業者や行政担当者の人的同権化は理論的に可能であつても、この両者の機能的結合は不可能である。つまり、前述のごとく狭義の消費者政策

化しており、同時に機能分担による同権思想が存在する。しかし、現実は前述の同権思想の再認識によって二分的な構造の特質を知りうるわけで、そこには諸矛盾が存在していることがわかる。そして、二分的な構造と関連して諸商品ならびにサービスについての諸問題を把握しうることになる。この状態は常に消費者問題として具現していくことになる。次にこの消費者問題の実態から消費者政策の実態を探ることにする。

四 消費者政策の実態

前述のように「生活者」としての「消費者」を対象とする政策を消費者政策とし、狭義的消費者政策でなく、広義的消費者政策を考える。すなわち、消費者政策は、すくなくとも、消費者と企業との関連において介在してくる諸商品ならびにサービスについての諸問題と、広く行政との関連においての諸問題を考えることができる。前者は諸商品ならびにサービスそのものについて個別的に対象化され、安全性、適価性、品位、性能などの一定基準に適合しているかどうかの政策であり、後者は生命、健康の安全の確保などに関する、いわゆる全体的な消費者政策であり、経済政策はここに包摂されることになる。これらの二つの政策は前者は個別的消費者政策であるのに対して後者は全体的消費者政策である(8)。以上の個別的・全体的消費者政策は消費生活の多様化、複雑化とともに、ますます多様、複雑性を増し、消費者政策の視点の設定の困難性をきたしてきている。したがって、この困難性の解決策は全体的、総合的な検討がなされていかなくてはならない。そして消費者政策そのもの

の場合がこれであり、そこには企業ならびに行政に従事する者も消費者になりうるという二重性格のうちにこれをもとめなければならぬ。そして狭義の消費者政策に忠誠を誓わなければならぬ。他方において、広義の消費者政策に忠誠でなくてはならない。つまり「生活者」としての「消費者」の立場を忘れてはならないのである。この広・狭二義の政策を堅持するには企業ならびに行政の担当者に對して二重の忠誠を期待することである。つまり消費者としての忠誠と企業・行政担当者としての忠誠とがすなわちそれである。だがこの二つの忠誠は「分裂した忠誠」ではありえない。われわれは「一对の忠誠」として転換させる必要がある。そして、これを可能にするために広義の消費者政策に對して忠誠であると同時に狭義の消費者政策に對して忠誠でなくてはならない。

六 おわりに

消費者政策の理念的構造について検討したのであるが、やや具体性を失った点と消費者保護行政法との関係が論究できなかつた。また行政組織と消費者政策の関連も紙数の関係から割愛した。

(1) 「生活者」としての概念は『E・S・P』(昭和五十三年五月号)、座談会「消費者問題の底流を探る」一七頁で宇野政雄教授は述べてゐる。この他、多くの研究者の「生活者」概念があるが割愛する。

(2) たとえば、David A. Aaker & George S. Day, CONSUMERISM, A Division of Macmillan Publishing Co., Inc, 1971, p. 470-483.

(3) 山崎進『改訂消費者経済学』光生館、一頁。

(4) 同二頁。

(5) 金澤良雄「消費者政策の意義とその視点」、『消費者問題』ジュリスト増刊総合特集、一三号（昭和五十四年一月二十日）二八頁に「直接的消費者政策」と「間接的消費者政策」としてある。

(6) 第八回、第十回、第十三回、消費保護委員会の基本方針によつた。

(7) 『消費者問題』ジュリスト増刊総合特集、一三号（昭和五十四年一月二十日）を参考にした。

（付記）

報告に対し諸先生からコメントや御質問を頂いたが、紙数の関係で、それらはすべて本文に含めたつもりである。御礼申し上げるとともに御了承を得たい。

— 学 会 記 事 —

第三七回大会について

日本経済政策学会第三七回大会は、名古屋学院大学が主催校（準備委員長、横井弘美会員）となって五月二三日（金）、二四日（土）、二五日（日）の三日間にわたり開催された。

第一日目は、午後一時から瀬戸陶磁器業見学会（和飲食器の余語陶器、ノベルティの丸山陶器など）とJ・ルスルヌ教授（パリ大学）講演会（テーマは「世界経済の管理——予測可能なことがらの把握と予測不能なことがらの処理の手法」）を行なわれた。それに約一〇〇人が参加した。同教授講演会は昨三六回大会での総会決議にもとづいて大会主催校の責任で行われた。

同日午後六時から加藤寛常務理事事が議長となり、三三名の出席をえて常務理事・幹事会が開かれ、本部ならびに各部会の報告、選挙報告と新入会員（四七人）承認、予算、決算、報告編集などについての協議がなされた。

第二日日および第三日日は約三五〇人の会員を通じて熱心にかつ活潑に進められ、午後

員が出席し、プログラムにしたがつて報告と討論を進めていた。プログラムは左記の通りである。

第二日（共通論題） 於栄光館
△午前の部

「経済政策の国際協調と日本経済」

座長 新野幸次郎（神戸大学）

中村秀一郎（専修大学）

（1）産業調整の視点から

報告者 木下宗七（名古屋大学）

（2）資源政策の視点から

報告者 室田泰弘（埼玉大学）

（3）インフレ・雇用政策の視点から

報告者 離水尊（筑波大学）

△午後の部▽

（4）共通論題討論

討論参加者 片野彦一（神戸大学）

藤井 隆（名古屋大学）

中内恒夫（国際基督教大

△午前の部▽

（1）自動車産業と国際産業協力

報告者 影山信一（千葉商科大学）

（2）アジア諸国自動車国産化計画の現状について

報告者 足立文彦（南山大学）

五時三〇分に終了した。なお正午から昼食のため休憩に入つたが、その後研究館会議室で理事会がもたれ、午後二時からは会員総会が栄光館で藤井茂常務理事を議長にして開かれた。大会運営については、前日の常務理事・幹事会および当日の理事会で承認をえたうえで行われた。本部会務報告、本部会計報告、会計監査報告、各部会報告のあと選舉報告がなされ、新常務理事および理事が承認された。別室で開かれた新常務理事会の報告をうけて加藤寛常務理事が代表理事に就任した。その後か年報編集報告、新入会員の承認、次年度予算の承認と議事がすすみ、次回大会は一橋大学で開催されることになった。

第三日（自由論題） 於愛憲館ほか

第一分科会（準共通論題・産業調整）

座長 富山和夫（関東学院大学）

（1）自動車産業と国際産業協力

討論者 大島 卓（機械振興協会）

（2）アジア諸国自動車国産化計画の現状について

- 討論者 村上 敦（神戸大学）
第二分科会（準共通論題・資源政策）
 座長 伊東岱吉（千葉商科大学）
 報告者 小野義彦（岐阜経済大学）
 討論者 浜田峯夫（山口大学）
 (2) エネルギー・ソフト・バスと我国の課題
 報告者 三宅輝男（中小企業研究所）
 討論者 樹下 明（日本電源開発）
 第三分科会（準共通論題・国際協調と援助）
 座長 水野正一（名古屋大学）
 (1) 経済発展と援助
 報告者 大西高明（名古屋学院大学）
 討論者 梅下隆芳（愛知教育大学）
 (2) 一九八〇年代の世界経済の協調的発展のための経済政策—世界経済モデルによるシナリオ分析の視点から—
 報告者 大西 昭（創価大学）
 討論者 中内恒夫（国際基督教大学）
 第四分科会（地場産業・地域政策）
 座長 滝沢菊太郎（名古屋大学）
 (1) 繊維産業の構造的転換と今後の課題—とくに北陸産地を中心として—
 報告者 丹野平三郎（金沢工業大学）
- 討論者 北見俊郎（青山学院大学）
 討論者 松浦茂治（愛知学院大学）
第三分科会（地場産業・地域政策）
 座長 宮坂正治（信州大学）
 (1) 濱戸陶磁器産業の地位と特質
 報告者 柿野鉄吾（名古屋学院大学）
 討論者 中込武雄（市郷学園短期大学）
 (2) 大都市金属加工零細經營の存立基盤—東京の城東・城南地域の場合—
 報告者 渡辺幸男（慶應義塾大学）
 討論者 中山金治（日本大学）
 (3) 孤立小型離島における労働力について—一九七九年七月高知県沖の島の場合—
 報告者 那鎌生（大阪学院大学）
 討論者 高橋良宜（鹿児島経済大学）
 (4) 西ドイツの地域開発政策
 座長 越後和典（滋賀大学）
 報告者 祖田 修（龍谷大学）
 討論者 城島国弘（名古屋大学）
 第四分科会（サービス・競争）
 座長 越後和典（滋賀大学）
 (1) 競争強度の測定と独禁政策
 報告者 佐々木實雄（玉川大学）
 討論者 土井教之（関西学院大学）
 (2) 小売業における競争
 (横井弘美記)
- 討論者 庄谷邦幸（桃山学院大学）
 (2) 地域産業としての靴下産業—奈良靴下产地を中心として—
 報告者 山田信武（近畿大学）
 討論者 三宅順一郎（奈良県立短期大学）
 (1) 企業規模と研究開発
 報告者 箱田昌平（近畿大学）
 井口富夫（龍谷大学）
 田中美生（神戸大学）
 ▲午後の部▽
 第一分科会（海外の政策課題）
 座長 五井一雄（中央大学）
 (1) 日独経済政策と国際協調—安定政策を中心として—
 報告者 大庭治夫（国士館大学）
 討論者 野尻武敏（神戸大学）
 (2) フランスの下請政策
- 討論者 横森豊雄（専修大学）
 討論者 鈴木安昭（青山学院大学）
 (3) 消費者政策の意義と方法
 報告者 白澤恵一（広島女学院大学）
 討論者 朝岡敏行（愛知学院大学）
 こうして三日間のプログラムを盛会裡に終了した。会場が名古屋市から二十数キロ離れたところにあり、そのため交通の便もよくなった。
 一 大会校挨拶 名古屋学院大学横井弘美
 二 報告事項
 (1) 本部会務報告 加藤寛常務理事より報告された。
 会員状況 個人会員八九八名、団体会員四団体、逝去者二名、退会者二名。
 (2) 本部会計報告 加藤寛常務理事より報告された。
 (3) 各部会報告
- 関東部会 中村秀一郎常務理事より報告された。
 中部部会 藤井隆常務理事より報告された。
 関西部会 新野幸次郎常務理事より報告された。
 西日本部会 鎌田昌芳幹事より報告された。
- 討論者 長谷川秀男（高崎経済大学）
 討論者 伊藤公一（千葉商科大学）
 (3) 西ドイツにおける労働者の経営参加—共同決定方式の現段階
 討論者 宮下武平（立正大学）
 報告者 三輪芳郎（専修大学）
 (4) ユーロの自主管理経済体制とインフレ・雇用問題
 討論者 沢田千一郎（神戸市外国語大学）
 討論者 大野喜久之輔（神戸大学）
 第二分科会（公共政策）
 座長 加藤寛（慶應義塾大学）
 (1) 生活の質と投票行動—地域社会指標計量モデルによる分析—
 討論者 岡山 隆（早稲田大学）
 討論者 藤本保太（山口大学）
 討論者 桜井等至（近畿大学）
 (2) 経済社会システムにおける政府の役割
 討論者 鶴野公郎（筑波大学）
 討論者 郡島 孝（同志社大学）
 (3) ゴミ処理の経済政策—その展望—
 討論者 丸尾直美（中央大学）
 (4) 港湾政策の主体と論理
- (4) 選挙報告 吉田徳三郎選挙管理委員長

より報告された。

(5) 年報編集報告　近江谷幸一編集委員より報告された。

(6) その他　国際交流委員会　藤井隆委員長より報告があつた。J・ルスルヌ教授講演会についての説明の他、出版、外国人研究者の受入れなどについて説明された。

学術会議連合　五井一雄常務理事より報告された。

三 協議事項
(1) 新入会員承認の件　二九名の新入会員が承認された。

(2) 予算の件　予算は原案通り承認された。

また国際交流委員会会議費として学会連合助成金十万円が得られない場合は、予備費より支出することが認められた。

(3) 年報編集の件　外池正治幹事より一橋大学において開催するとの提案があり承認された。

(4) 明年度大会校の件　外池正治幹事より一橋大学において開催するとの提案が徳三郎、近江谷幸一、福島久一の三委員により編集されることになった。

(5) 総会議長選出　藤井茂常務理事が総会

議長候補に選出された。

(6) 国際交流委員会について　次回委員長を柏崎常務理事にお願いした。

関東常務理事・幹事会　昭和五五年六月二八日　慶應大学

一　明年度大会について　共通論題その他について討議した。

二　年報について　今年度は学界展望を掲載しないこととした。

三　日本経済学会連合について　今年度は東海大学に決った。

四　関東部会当番校について　今年度は東海大学に決った。

五　規約の改正について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

関東常務理事・幹事会　昭和五五年九月二七日　慶應大学

一　明年度大会について　必要に応じて委嘱することとした。

二　関東部会幹事について　必要に応じて委嘱することとした。

三　交換雑誌について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

四　学会誌刊行センターについて　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

五　学術刊行物指定について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

六　日本経済学会連合「学界動向」について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

七　関東部会について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

八　年報について　頁数の関係から書評の掲載をみあわせることにした。

関東常務理事・幹事会　昭和五五年十一月八日　東海大学校友会館

一　明年度大会について　共通論題その他について討議した。

二　関東部会幹事について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

三　学会連会について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

四　科学研究費審査委員の選出について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

五　規約改正について　吉田徳三郎幹事を中心として検討することとした。

六　規約改正委員長に原案を依頼した。

七　規約改正委員長に原案を依頼した。

八　規約改正委員長に原案を依頼した。

九　規約改正委員長に原案を依頼した。

十　規約改正委員長に原案を依頼した。

十一　規約改正委員長に原案を依頼した。

十二　規約改正委員長に原案を依頼した。

十三　規約改正委員長に原案を依頼した。

十四　規約改正委員長に原案を依頼した。

十五　規約改正委員長に原案を依頼した。

十六　規約改正委員長に原案を依頼した。

十七　規約改正委員長に原案を依頼した。

十八　規約改正委員長に原案を依頼した。

十九　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十一　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十二　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十三　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十四　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十五　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十六　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十七　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十八　規約改正委員長に原案を依頼した。

二十九　規約改正委員長に原案を依頼した。

三十　規約改正委員長に原案を依頼した。

三十一　規約改正委員長に原案を依頼した。

三十二　規約改正委員長に原案を依頼した。

三十三　規約改正委員長に原案を依頼した。

三十四　規約改正委員長に原案を依頼した。

三十五　規約改正委員長に原案を依頼した。

三十六　規約改正委員長に原案を依頼した。

三　明年度大会について
四年報について　山中前代表理事の遺影、略史、追悼文を巻頭に掲載することとした。

五　学術会議への研究費申請について

六　日本経済学会連合評議員選出について

五井一雄常務理事と他二名は代表理事一任ということで各部会に諮ることにした。

(近江谷幸一記)

国際交流委員会

学会創立三〇年を記念して「国際的に開かれた学会に」というスローガンのもとに国際交流委員会が設けられた（一九七九年総会）。

委員会は関東三、中部一、関西二、西部一の七名の委員と本部事務局一、幹事二の三名の十名により構成され、柏崎、加藤（寿）、高柳、藤井、新野、尾上、施の七委員と加藤、丸尾、鶴野の事務局が選出された。

初年度の委員長藤井（大会主催部会の委員）のもと三回の委員会を開催し、一九八〇年大会（名古屋学院大学）の諸行事と国際交流委員会の内規策定を行つた。行事については年報本号に所収するところである。

国際交流委員会内規は総会で承認された。

中部部会年次報告

本年度の第十五回日本経済政策学会中部地方大会は、大会委員長宮坂正治氏のもと、八月二三日（土）信州大学で開催された。

報告者は及び論題は次の通りである。

（一）地域開発と経済効果—とくに長野県民宿経営を中心にして　白澤恵一（広島女学院大学）

（二）効率理論と経済発展　太田辰幸（名古屋商科大学）

（三）エネルギー開発政策における若干の問題　岩坂雅弘（長野経済経営研究会）

報告者　山崎匡毅（長野大学）

（四）販売政策の倫理と今後のあり方　太田辰幸（名古屋商科大学）

報告者　岩坂雅弘（長野経済経営研究会）

また恒例による工場見学会は、信州大会と

いうことで、八月二十四日（日）松本市内・飛

行場・上高地を見て回つた。当日は晴天に恵まれ、約三十名の人達が信州の夏を満喫した。

明年度の第十六回中部地方大会は、愛知学院大学の松浦茂治氏を大会準備委員長として、

愛知学院大学で開催することになった。

（鈴木　守記）

第十五回中部地方大会報告の要旨は以下の通りである。

(一) 地域開発と経済効果——とくに長野県民

宿経営を中心にして

広島女学院大学 白澤恵一

民宿経営を民宿内部的経営と民宿外部的経

営に二分し経営政策を論究した。とくに長野

県・白馬村を事例にミクロ分析として損益分

岐点分析法により両者の関係を固定費、変動

費の割合の実証的財務分析を行った。またマ

クロ分析としてグラフィティ・モデルにより

展開し、基本的思考方法は旅行者が民宿を訪

れる確率を民宿の収容面積、時間・距離に正

比例し、宿泊料に反比例する仮説によつた。

なお詳細は『広島女学院大学論集』通巻三〇

集に掲載の予定。

(二) X効率理論と経済発展

名古屋商科大学 太田辰幸

本報告は新古典派的概念では必ずしも満足

のできる説明を与えることができない途上国

の現実の経済発展の三つの侧面に関して、ラ

イベンシュタインのX効率理論を適用して伝

統的なアプローチとは異なる観点から分析を

試みたものである。三つの側面とは(1)農村・

討論は活潑に行なわれた。

常務理事・幹事会 九月二十七日(土)午後一時半から、神戸大学経済学部長室において新しく決定した幹事諸氏の参考をお願いして常務理事・幹事を開いた。これは、学会運営の活性化のために從来から検討されていたことであり、関西部会のうち、会員数の比較的多い、同志社大学、関西大学、近畿大学、大阪府立大学、大阪市立大学、神戸大学、関西学院大学それに中・四国地域を代表して香川大学から各一名の方々にお願いした。当日は、殆んどの常務理事と新幹事が出席され、本部より検討依頼のあった来年度大会に関する事項と、今後の関西部会運営に関する主要問題が検討された。そのさい、今後は年二回の部会研究会のほかに、できれば年一回程度の工場見学も企画してはといふことになった。

部会研究会 五十六年一月十七日(土)、五十五年度の二回目の研究報告会が神戸大学経済学部で開催された。出席者三十名と少なかつたが、昨年十月の予告のときには予定していた大阪の都市文化センターの会場がそれにならなかったことと、部会の開催通知が大変遅れたことも大きく影響したためと思われる。会員の

都市間の労働移動、(2)偽装失業と労働の限界生産力論争、(3)競争欠如と技術選択、である。行動心理的、社会学的要素を加味したこのX効率理論は開発問題の接近に新たな、有力な

視点を与えるものと思われる。

(三) エネルギー開発政策における若干の問

題点

長野大学 山崎匡毅

最近、ソフトエネルギーの開発が各方面から提唱されているが、エネルギー開発政策の

基本的前提として、まずエネルギー収支と市場収支との整合的調和であり、この前提なしには開発政策は市場経済に歪を与える。次に、

環境と経済効率とのトレードオフの問題であ

り、もし現在の技術水準で経済効率を重視すれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

(四) 販売政策の倫理と今後のあり方

長野経済経営研究会 岩坂雅弘

現在、自分の販売活動をふりかえって見て、

満足の行く仕事が出来たかどうか……。

(五) 販売政策の倫理と今後のあり方

箱田昌平氏(近畿大学)

り、もし現在の技術水準で神戸大学経済学部において、左

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

る政策をとれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

(六) 販売政策の倫理と今後のあり方

岩坂雅弘

り、もし現在の技術水準で神戸大学経済学部において、左

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

る政策をとれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

(七) 販売政策の倫理と今後のあり方

箱田昌平氏(近畿大学)

り、もし現在の技術水準で神戸大学経済学部において、左

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

る政策をとれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

(八) 販売政策の倫理と今後のあり方

箱田昌平氏(近畿大学)

り、もし現在の技術水準で神戸大学経済学部において、左

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

る政策をとれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

(九) 販売政策の倫理と今後のあり方

箱田昌平氏(近畿大学)

り、もし現在の技術水準で神戸大学経済学部において、左

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

る政策をとれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

(十) 販売政策の倫理と今後のあり方

箱田昌平氏(近畿大学)

り、もし現在の技術水準で神戸大学経済学部において、左

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

る政策をとれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

(十一) 販売政策の倫理と今後のあり方

箱田昌平氏(近畿大学)

り、もし現在の技術水準で神戸大学経済学部において、左

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

る政策をとれば、将来重大な環境破壊をもたらし、逆にもし環境を重視すれば、経済活力

は衰退しインフレーションの要因となる。

益を得るために、手段を選ばない人がたまたま見受けられますが、これらは継続した販売活動をあまり期待出来ず、一時的な販売活動におちつく可能性が、大であると思われる。

おいても、購入に当つての正しい知識、技術を科学的によく知り、得意先とのよきふれあいを持つことである。又商品を購入する側においても、購入に当つての正しい知識、技術を身につけることによって、公平な販売活動を実現すると思う。

(宮坂正治 梅下隆芳記)

関西部会

午後五時まで神戸大学経済学部において、左

阿部 亮一 沖縄大学

伊藤 正昭 高千穂商科大学

石川 博友 千葉商科大学

石橋 一雄 名古屋商科大学

今泉 博国 福岡大学

大石 雄爾 駒沢大学

大嶋 卓 駒沢大学

太田 辰幸 名古屋商科大学

大橋 浩男 和歌山大学

菊地 均 慶應義塾大学

岡光 昇 大阪学院大学

菊地 均 日向学院短期大学

佐藤 誠 北海学園北見大学

迫田 理恵 佐藤 誠 西南女学院短期大学

貞国 孝昭 福岡大学

白川 满伸 函館大学

多方 一成 追手門学院大学

田中 則仁 上智大学

田中 久平 中央商科大学

出水 宏一 関東学院大学

北村研一郎 名古屋学院大学

菊地 均 明治大学

岸本 裕一 京都大学

菊地 均 北海学園北見大学

迫田 理恵 福岡大学

貞国 孝昭 福岡大学

白川 满伸 函館大学

多方 一成 追手門学院大学

田中 則仁 上智大学

田中 久平 中央商科大学

出水 宏一 関東学院大学

七号 福岡大学研究所四

五号 三田商学研究二二卷

五号 総合研究所報五卷二

電研報 59 / 62 号

電力経済研究 No. 15

電力中央研究所

卷二十一号 東京銀行

東京銀行月報三十二

東北開発研究十五卷

三、四号、十六卷一、二号 東北開発研究センター

南山法学三、四号、四卷一、二号 南山大学法学会

農村研究五十、五十
一号 東京農業大学

福岡大学研究所四

Economic Impact
1980, 2, 3, 1981, 1
Problems of Com-
munism, 1980, 1~10
Socialist Thought
and Practice, 1980,
4, 6, 8, 10
化局 アメリカ大使館情報文
化局 アメリカ大使館情報文
化局 アメリカ大使館情報文
化局 アメリカ大使館情報文

徳重 昌志 中央大学

豊田 光雄 富山商船高等専門学校

中島 邦蔵 市郵学園

中山 健 神戸学院大学

仲宗根 勇 球大学

原田 克己 富士社会経済調査会

藤津 尚平 神戸大学

前田 升三 京都大学

松永 寛明 神戸大学

水野 正一 名古屋大学

向井 寿一 京都大学

室田 泰弘 埼玉大学

安場 保吉 岐阜経済大学

山越 健 関東短期大学

山里 将晃 球大学

山田 栄作 高千穂商科大学

吉沢 昌恭 南山大学

吉沢 昌恭 広島経済大学

吉沢 昌恭 商工金融三十卷三

吉沢 昌恭 商工組合中央金庫

吉沢 昌恭 証券投資信託月報二

吉沢 昌恭 証券投資信託二四一號

吉沢 昌恭 証券投資信託協会

吉沢 昌恭 三四二四一號

吉沢 昌恭 商工金融三十卷三

吉沢 昌恭 証券投資信託二四二號

吉沢 昌恭 証券投資信託協会

吉沢 昌恭 三四二四一號

吉沢 昌恭 証券投資信託二四二號

本部宛寄贈刊行物（アイウエオ順）

雑誌名 発行所

関東学園大学紀要第 四集

○年 N. 9~11 行政管理研究セントラル 紀念論文集創立三十周年

久留米大学商学部 行政管理研究一九八〇年

関西大学 行政管理研究セントラル

新潟大学 行政論集二八号

福岡大学研究所 国際商科大学論叢一

龍谷大学経済・経営学研究会 国際商科大学論叢一

早稲田大学産業経営研究所 国際商科大学論叢一

久留米大学 『ロミニティ生活の質と社会指標』

金子勇著、久留米大学産業経営研究所 産業経済研究二十卷

久留米大学 三四二四一號

— 201 —

れていたのであるが、それも叶わぬこととなつた。年報には、博士の御逝去を悼み、遺影、略史、追悼文を掲載した。心からの御冥福をお祈りしたい。

最後に、年報編集に御配慮をいただいた全国大会当番校名古屋学院大学横井弘美教授、中部部会藤井隆教授はじめとする各位、年報編集に参加されている関東部会幹事、本部事務局および新野幸次郎（関西部会）、宮坂正治・梅下隆芳（中部部会）、塙田昌芳（西部部会）の各部会幹事の諸氏と勤勉出版サピスセンターの方々に厚く御礼申し上げる。

（近江谷幸一記）

本年度は、共通論題及びルスルス教授の講演に対しそれぞれ、解題やコメントを附すことにより、議論の深化をはかった。これらは例年にない新しい試みであり、また、例年よりも報告数の多いこと也有って、全体として頁数の増加が避け難いため、本年度は、学界展覧と書評の掲載をみあわせることとした。

前代理事山中篤太郎博士が本年一月十六日逝去された。博士は、学会創立のメンバーとして、また、代理理事として長い間学会の発展に盡力された。本年五月一橋大学で行われる全国大会では、博士の記念講演も予定さ

— 200 —

“Objects and Methods of Economic Policy” (1957)
“Types of Economic Planning” (1958)
“Structural Analysis and Economic Policy” (1960)
“Government’s Role in the Present Economy in Japan” (1961)
“Economic Planning in Japan” (1962)
“Big Business and Economic Policy” (1963)
“Economic Policy of Regional Development” (1964)
“Change of Economic Structure in Japan” (1965)
“Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
“Economic Policy in Transformation Period” (1967)
“Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
“Capital Liberalisation and Economic Policy” (1969)
“Oligopoly and Economic Policy” (1970)
“A Reappraisal of Recent Japan’s Economic Growth” (1971)
“Pollution and Economic Policy” (1972)
“International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
“Internationalization and Industrial Organization” (1974)
“Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
“Resource Problems and Economic Policy” (1976)
“Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
“Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)
“Economic Policy During Thirty Years after the World War II in Japan—Prospect
and Retrospect” (1979)
“Efficiency and Justice in Economic Policy” (1980)

The Association is administrated by a board of 25 members elected every three years.
Present members are: S. Ide (Prof., Nihon Univ.), M. Ito (Prof., Fukuoka Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), H. Onoe (Prof., Kyoto Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), S. Kato (Prof., Rikkyo Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), H. Kumagai (Prof., Kansai Univ.), K. Kojima (Prof., Hitotsubashi Univ.), T. Konishi (Prof., Kans-eigaku Univ.), M. Komatsu (Prof., Waseda Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), Y. Sato (Prof., Keio Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kantogakuin Univ.), T. Suzuki (Prof., Hosei Univ.), Y. Tamura (Prof., Hiroshima Univ.), H. Nakamura (Prof., Senshu Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), T. Nojiri (Prof., Kobe Univ.), M. Noda (Prof., Meiji Univ.), T. Noma (Prof., Doshisha Univ.), T. Fujii (Prof., Nagoya Univ.), K. Masamura (Prof., Senshu Univ.), N. Maruo (Prof., Chuo Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoyagakuin Univ.).

Prof. H. Kato was elected the chairman of the Association in 1980. As the administrator of the head office Prof. H. Kato and as chief editor of annual reports Prof. T. Yoshida

- Projections of the World Economy based on the North-South
Interdependency in the 1980s — A Scenario Analysis using
Global Macro-Economic Model *Akira Onishi*
- Structural Transformation and Its Problems in Textile Industry *Heizaburō Tanno*
- The Socks and Stockings Industry as Regional Industry *Nobutake Yamada*
- Some Aspects of the Relationship between Firm Size and R & D *Shoh-hei Hakoda, Tomio Iguchi, Yoshio Tanaka*
- The Productivity of Service Work *Kinnosuke Ishii*
- Japanese and German Economic Policy for International Cooperation *Haruo Oba*
- La Politique de la Sous-Traitance en France *Hideo Hasegawa*
- Partnership of Laborers in West-Germany — The Actual Condition of „Mitbestimmung” *Takehei Miyashita*
- Problems of Inflation and Employment in Yugoslav Economic Self-Management System *Uichiro Sawada*
- Quality of Life and Voting Behavior in Japan, 1960 to 1979 *Kimio Uno*
- The Functions of the Government in the Economic System *Yasuta Fujimoto*
- Perspective on Solid Waste Management in Japan *Takashi Gunjima*
- Concerning the Subjectivity and Logic on Policy of Part in Japan *Toshiro Kitami*
- The Position and Characteristics of Ceramic Industry in Seto City *Kingo Kakino*
- The Persistence Factors of the Metal-working Little Firms in Tokyo *Yukio Watanabe*
- The Structure of Labor Force in a Small and Isolated Island — the case of Okinoshima, Sukumo City in Kochi Pref., July 1979 — ... *Kan-Sei Kei*
- Regional Planning in West Germany *Osamu Soda*
- Measuring the Intensity of Competition and Anti-Monopoly Policy *Mitsuo Sasaki*
- Competition in Retail Trade *Toyoo Yokomori*
- The Meaning and Method of Consumer Policy *Keiichi Shirasawa*

経済政策の国際協調と日本経済

1981年5月20日 第1刷発行 定価3400円

編 者 日本経済政策学会
発 行 者 井 村 寿 二

発 行 所 東京都文京区 株式 効 草 書 房
後楽 2-23-15 会社 振替東京5-175233・電話(03)814-6861

落丁本・乱丁本はお取替えします 大日本法令印刷・小深田製本
無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます
3333-932903-1836

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, MITA MINATO-KU, TOKYO, JAPAN

KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE

CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA

NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAISEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded in 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus Japan Economic Policy Association is one of few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. 28 volumes of annual reports have been published until 1980, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in the commemoration of the 15th anniversary of the existence of the Japan Economic Policy Association.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & K. Fujita(ed.), *Development of Japanese Economic Polity*, (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

And the Association published the following book which is the proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito (ed.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978).

Association's themes printed in the annual reports are as follows:

“Conditions of Economic Independence for Japan” (1950)

“Patterns of Economic Control” (1951)

“Planning in Economic Policy” (1952)

“Industrial Structure and Economic Policy” (1953)

“Policy for Selfsupporting Economy of Japan” (1954)

“Japanese Post-War Economic Policy” (1955)

“Post-War Economic Policy in the World” (1956)

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1981

No. 29

CONTENTS

In Memory of Professor Yamanaka Hiroshi Kato
Introduction *The Program Committee*

LECTURE by Prof. J. Lesourne

Explanatory Notes Hiromi Yokoi
The Management of the World Economy: How to Master
the Probable and to Deal with the Unpredictable
..... J. Lesourne (translated by Kenji Kimura)
J. Lesourne with Comments by S. Sakai
..... Shozaburo Sakai (translated by Kenji Kimura)

ARTICLES

INTERNATIONAL COOPERATION AND ECONOMIC POLICY IN
JAPANESE ECONOMY

On the Coordination of Economic Policies for Structural Readjustments
in Industrial Economies Soshichi Kinoshita
Comments on Prof. Kinoshita's Report Hikoji Katano
Resource Policies of Japan — Toward an Age of
Political Struggle Yasuhiro Murota
A Comment on Prof. Murota's Report Takashi Fujii
World Inflation and Unemployment: Reflections in Search of
Principles of International Economic Management Mikoto Usui
A Comment on Prof. Usui's Report Tsuneo Nakuchi
Summary Kojiro Niino

REPORTS

International Industrial Cooperation in the Automobile Industry
..... Kiichi Kageyama
A Study of Domestic Content Program in the Motor Vehicle
Industry in Asian Countries Fumihiko Adachi
Soft Energy Path and the Task Ahead in Japan Teruo Miyake
Development and Economic Assistance Takaaki Ohnishi

EDITED BY
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by
The Keiso Shobo Publishing Co.